

孟子考

吉 本 道 雅

—*1

秦始皇帝の天下統一（221BC）から清朝宣統帝の退位（1912）までの2000年餘り、中國では、皇帝を戴く専制國家が持續した。戦後日本の中國古代史研究は、中國専制國家（「中華帝國」）の形成過程を探究する營みであった*2。

専制國家の統治機構は官僚制的に編成されているが、1978年の睡虎地秦簡公刊のち、とりわけ21世紀に入って、龍崗秦簡・張家山漢簡が加わることによって戦國秦・統一秦・前漢初年における律の變遷をたどることが可能になり、里耶秦簡・嶽麓書院藏秦簡によって統一秦の詳細な具體像が示されるようになった。出土文字資料の飛躍的增加に基づき、従来とは比較を絶する緻密な官僚制の實態が解明されつつある。

しかしながら、前3世紀半ばの睡虎地秦簡以前の秦の出土文字資料は零細かつ斷片的であり、さらに秦以外の諸國については、戦國楚簡が大量に公刊されつつあるが、文獻がより多く、曾侯乙墓竹簡・葛陵楚簡・包山楚簡などの文書もそれぞれ孤立的であることから、秦簡と同じようにただちに歴史研究に活用することはなお困難である*3。

そのような次第で、前3世紀半ば以前の官僚制については、秦簡に依存して解明されつつあるような統治機構の編制およびその運用といった事象とは別の課題を設定せねばならない。ここで提起しうるのが、官僚制的に編成された統治機構を構成する人員、すなわち官僚の問題である。

傳統中國において官僚およびその社会的有資格者は「士」と汎稱されるが、その意

*1 先秦史の推移については、吉本 2021b を参照。

*2 戦後日本の中國古代史研究の推移については、吉本 2017 を参照。

*3 秦史研究の問題点については、吉本 2020 を参照。

味での「士」の起源は春秋後期にある。戦國期以降の文獻においては、諸侯のもとに卿・大夫・士・庶人・工商その他隷屬民があったとする。これらに相當する身分の存在は、春秋金文にも確認される。春秋時代の兵役は、國君の都城たる「國」に集住する「國人」が特權的に負擔した。「國人」は大夫の下層および士から成る。士は諸侯國の軍事・行政に従事した。ところが、春秋後期には、世族の私邑から大量の兵員が動員されるようになり、まずは、「國人」に出自することを要件としない家臣が軍事・行政に携わるものとして士に加わり、ついで軍事・行政に携わる能力を有したものが社會的に士とみなされるようになった*4。

春秋期の諸侯國では、國君のもとに卿位を獨占的に世襲する世族があつて統治機構の最上級部分を編成した。覇者たる晉は、諸侯國との安定的な關係を維持すべく、世族を支持した。晉の霸權と諸侯國の世族支配體制が表裏の關係をなして、全中原的な政治社會秩序を構築していた。ところが、546BCの晉楚講和は晉霸の軍事的な規制を弛緩させ、中原諸國では、世族支配體制のもとに蓄積された、世族間、世族とその他支配層（公子公孫や大夫層）、世族宗主と一般成員の矛盾が一舉に噴出し、内亂が續發した。世族支配體制の動搖に際し、國君や有力世族宗主は、自らを頂點とする專權の構築を志向し、従來の身分制的な權力機構とは別に家臣を蓄えるようになった。家臣制に支えられた國君專權こそが專制國家の雛形にほかならない。

魯では、517BCの昭公（541-510BC*5）出奔のち八年間にもわたる國君不在という他國に類を見ない事態を経験しており、昭公とともに大夫層の一定部分が出奔し、統治機構の再編と、それにとまなう身分制を克服した人材登用の可能性が開けた。こうした趨勢にあつて人材を育成したのが孔子（552/551-479BC）であり、『詩』『書』などの古典や、禮樂の實習により弟子を教育した。これらはすぐれて實踐的な教養であり、たとえば『詩』の學習によって、「四方に使いして專對する」（『論語』子路）ことが期待された。孔子の教育は高く評價され、世族・孟氏の孟懿子・南宮敬叔兄弟が入門している。また孔子自身も、「子曰、「三年學、不至於穀、不易得也。」」（『論語』泰伯）とあるように、わずか三年の在學で必ず仕官しようと豪語している。

*4 春秋期の身分制については、吉本 1986・2003・2021a を参照。

*5 在位年代は元年～末年を記す。なお春秋王侯の在位年代については、吉本 2006b を参照。

『論語』を同時代的記録として用いることはもとよりできないが、春秋後期を対象とした最古の記述であることは確言しうる。一方、『春秋経』および『左傳』の年代記的記述は、春秋期のより一般的な状況に関する最古の材料である。これらから復元した春秋期の推移に位置づけることによって、『論語』の記述は春秋後期の實態を伝える材料として用いることが可能となる。ここにわずかに掲げた事例にすでに示唆されるように、『論語』には仕官に関する記述が頻見するわけだが、これらを春秋後期の歴史的實態に位置づけるならば、『論語』に記述される「士」を、この時期に胚胎した専制國家を構成することになる官僚の少なくとも一つの起源とみなしうるということが了解されよう。

春秋後期、前6世紀後半に國君や有力世族宗主による專權が志向されるようになったことを専制國家の起點とした。戰國前・中期には、專權を支えるための装置が個別的に附加されていった。しかしながら、専制國家に結實する新たな國制が意識されるようになったのは、戰國中・後期の交に当たる前4世紀後半以降。これは、王朝を戴く覇者が同盟國を統率するという晉霸のあり方が、具體的な歴史的經驗をともなった唯一の全中原的な政治社會秩序であったためである。春秋後期の世族宗主に由來する戰國前・中期の國君は、少なくとも理念的には周王朝・覇者の存在によって王權を制約されていたのである。

晉霸は、546BCの晉楚講和を契機に弛緩し、506BCの召陵の會ののち、同盟國が離叛し、501BC、晉は霸權の奪取をうかがう齊と開戦した。范中行の亂が497-490BCの長期にわたったのは、齊が范・中行氏を支持したためである。晉霸は解體の危機に瀕したが、こののち、晉の正卿は一貫して晉霸の再建を進める。453BC、知伯を破った趙襄子（475-425BC*⁶）が正卿に就任したが、441BC・430BCの二度にわたって晉が齊を攻めたことが『繫年』20章に見える。とくに441BCについては「會〔諸〕侯之大夫」とある。424BCに正卿となった魏文侯（445-396BC）は、404BC、周威烈王の命を奉じて齊を破る。『繫年』22章には、晉烈公が周に齊の捷を獻じ、齊康公・魯穆公・宋休公・衛慎公・鄭繻公を率いて周威烈王に朝したことが見える。王朝を戴き諸侯を率いるありかたは晉霸の持續を明示する。403BC、魏文侯・韓景侯・趙烈侯は王朝より諸侯に認證されたが、晉への臣従は繼續した。395BCに正卿となった魏武侯（395-370BC）は、

*6 戰國王侯の在位年代については、吉本1998・2013を参照。

389BCには齊と講和し、386BCには周王朝に斡旋して齊の田和（太公。386-385BC）を諸侯に公認させた。齊と講和したことで、晉霸はかつての最盛期を再現した。ところが、この年、趙の公位繼承紛争を契機に魏・趙が開戦し、以後、三晉相互の紛争が續く。375BCには、魏の承認のもと、韓が鄭を征服し、翌374BC、晉孝公（381-351BC）がこれを認證する。春秋期以來、晉霸の有力同盟國であった鄭の滅亡をほかならぬ晉が公認したことは、晉霸の解体を決定的に方向付けるものであった。ついで370BCに魏武侯が卒すると、恵王（369-319BC）・公中緩の間に公位繼承紛争が発生した。趙・韓は公中緩を支持するとともに、369BC、魏の庇護下にあった晉孝公を上黨の屯留に拉致した。同年、周烈王（375-369BC）が崩じ、ついで周威公が卒し、周が混亂に陥ると、368BC、趙・韓は周を攻め、367BC、周を二分した。魏が晉侯・周王朝を推戴することで維持されてきた晉霸は、ここに至ってその正統性を決定的に喪失した。

しかしながら、魏はなお實力をもって諸侯糾合を繼續した。356BCの諸侯來朝はそのことを示している。349BC、晉が斷絶すると、恵王は周王朝に自身の霸者認證を求めたが、魏の霸權を嫌った齊および趙・韓は、344BC、周において秦と會し、343BC、周王朝は秦孝公（361-338BC）を霸者に認證した。周王朝を戴いた霸者が諸侯を統率することが、やはり唯一實現可能な全中國的政治秩序とみなされていたのである。これに對し、恵王は王號を稱して新王朝の樹立を圖ったが、342BC、馬陵の戦で齊に大敗、ついで341BCには秦に大敗し、挫折を餘儀なくされた。338BCに秦孝公が卒したのちも周は引き續き秦恵文王（337-311BC）を霸者に認證したが、334BC、魏恵王は齊威王（357-320BC）に接近して相互に王號を承認し、周王朝およびそれを推戴する秦の霸權を否定した。325BCに至り、秦恵文王もまた王號を稱することで、周王朝を戴く霸者の地位を放棄することになる。

周王朝の認證した霸者による全中原的秩序が終焉を迎えたこの時期に、新たな政治的秩序（「王道*7」）を提唱したのが孟子である。孟子は幽王敗滅によって周王朝がすでに滅亡していたと主張するとともに*8、孔子に堯舜禹・湯・文武周公に匹敵する歴史

*7 『孟子』梁惠王上03「養生喪死無憾、王道之始也」。以下、『孟子』の分章は焦循『孟子正義』に従う。

*8 『孟子』離婁上02「暴其民甚、則身弑國亡。不甚、則身危國削。名之曰「幽厲」、雖孝子慈孫、百世不能改也」・上03「三代之得天下也以仁、其失天下也以不仁」。

的劃期性を與え*9、それを踏まえて三王・五霸・今の時代區分を提起した*10。『春秋經』が記述する五霸の時代としての春秋時代がここに出現する*11。『史記』の三代世表・十二諸侯年表・六國年表、さらに今日の殷西周・春秋・戰國という先秦史の時代區分はこれに由來する。すでに滅びていた周王朝は覇者を認證しえない。覇者は、「以力假仁者霸、霸必有大國」（公孫丑上 03）と、他國を壓倒する「力」を持ちさえすればよく、春秋期の覇權は五大國の間を移動したものと再定義された。『春秋經』に基づく時代區分の結果、戰國期の覇者の存在は抹消されることとなった。齊・魏稱王を契機に、中原諸侯は次々に稱王し、孟子はこれらの王の一人が天下を統一し、新しい王朝を開くことを期待したが、現實には周王朝が存続していたので、新しい王は篡奪者になりかねない。この矛盾を解消すべく、孟子は歴史認識の根本的な轉換を主張したのである。新しい王たちが自らに都合のよいこの歴史認識を受容した結果、前7～前4世紀の覇者による政治的秩序の實態は意圖的に忘却されることになる*12。

前4世紀後半の歴史的推移に位置づければ、孟子のいわゆる「王道」が、覇者體制の終焉に敏感に呼應したものであったことが了解されよう。「王道」は、諸侯國の王權を周王朝や覇者の傳統的政治社會秩序より解放し、專制國家に結實する國制を正當化したわけだが、『孟子』にきわめて豊富に見える仕官に關わる議論は、「士」すなわち專制國家を編成する官僚のあり方を同時代的に證言するものにほかならない。このような展望のもと、本稿はまず『孟子』の編年的分析を試み、孟子の遊歷をたどりながら、その仕官に關わる議論を整理するものとする。

*9 『孟子』滕文公下 09「昔者禹抑洪水、而天下平。周公兼夷狄、驅猛獸、而百姓寧。孔子成春秋、而亂臣賊子懼」・盡心下 38「由堯舜至於湯、五百有餘歲、若禹・皋陶、則見而知之。若湯、則聞而知之。由湯至於文王、五百有餘歲、若伊尹・萊朱則見而知之。若文王、則聞而知之。由文王至於孔子、五百有餘歲、若太公望・散宜生、則見而知之。若孔子、則聞而知之。由孔子而來至於今、百有餘歲、去聖人之世、若此其未遠也。近聖人之居、若此其甚也、然而無有乎爾、則亦無有乎爾」。

*10 『孟子』告子下 07「五霸者、三王之罪人也。今之諸侯、五霸之罪人也。今之大夫、今之諸侯之罪人也」。

*11 『孟子』離婁下 21「王者之跡熄、而詩亡、詩亡然後春秋作。晉之乘、楚之檮杌、魯之春秋、一也。其事則齊桓・晉文、其文則史。孔子曰、「其義則丘竊取之矣。」」。

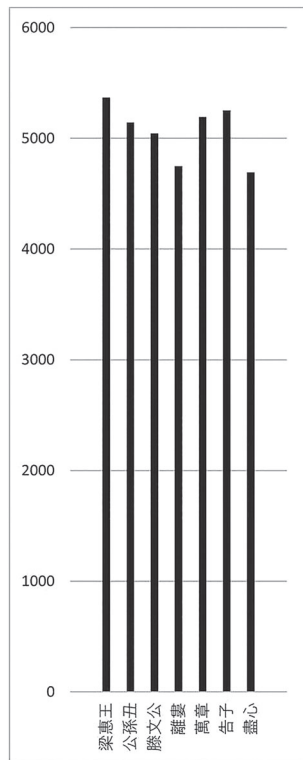
*12 吉本 2019 を參照。

二

各篇の章數・字數に基づき、『孟子』全書の特徴を確認しておこう。

各篇の字數はおおむね 5000 字前後に揃えられている（グラフ 1）。その一方で章の平均字數は各篇で異なっている（表 1）。グラフ 2 の箱ひげ圖によれば、おおむね (1) 滕文公・萬章、(2) 梁惠王・公孫丑・告子、(3) 離婁・盡心の三群に分かれる。箱の幅が比較的狭いことは、各篇において章字數が比較的平均していることを示している。

梁惠王・滕文公が對話形式ばかりであるのに対し、公孫丑・離婁・萬章・告子・盡心では對話形式・獨白形式が混在している。表 2 は各篇を對話形式 (A)・獨白形式 (B) に分かち、それぞれの章數・字數・章平均字數を示したものである。總じて對話形式に比べて獨白形式の章の字數が小さくなっているが、章平均字數が小さい篇では、對



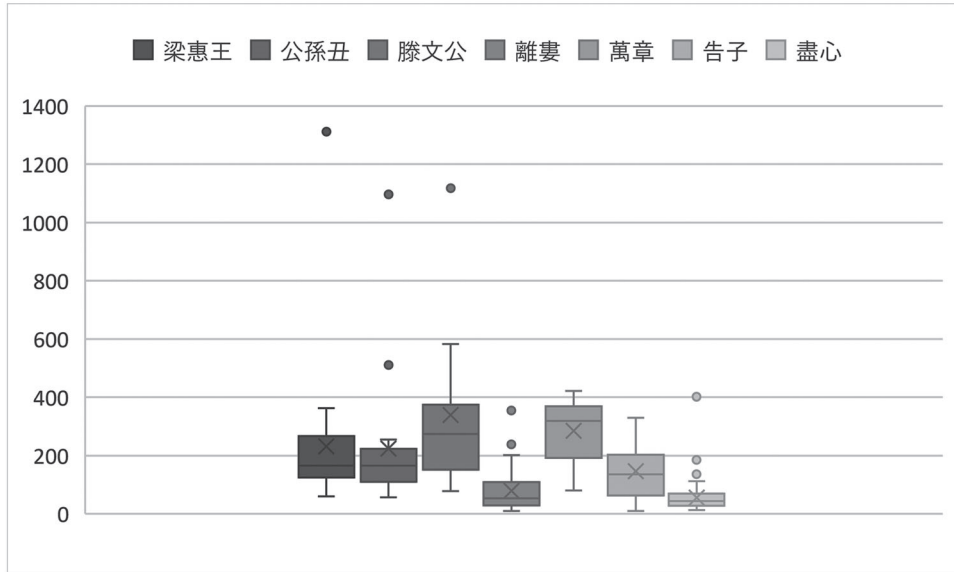
グラフ 1

表 1

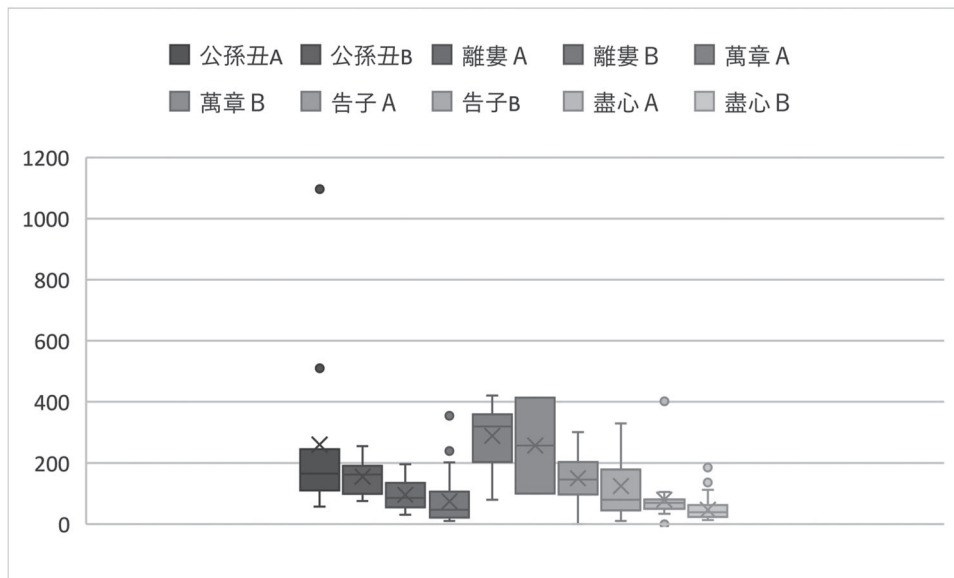
	章數	字數	章平均字數
梁惠王	23	5368	233
公孫丑	23	5144	224
滕文公	15	5045	336
離婁	61	4749	78
萬章	18	5130	285
告子	36	5252	146
盡心	85	4692	56

表 2

	章数	字數	章平均字數	
公孫丑	A	15	3899	260
	B	8	1245	156
離婁	A	9	864	96
	B	52	3885	74
萬章	A	16	4616	289
	B	2	514	257
告子	A	18	3009	167
	B	18	2248	125
盡心	A	19	1659	87
	B	66	3033	46



グラフ 2



グラフ 3

話形式・獨白形式ともに章の字数が小さくなっている（グラフ 3）。各篇の章字数が比較的平均していることが重ねて確認される。

以上の所見は、『孟子』各篇が個別的に編纂されたのではなく、全書が統一的に編纂され、その際、章ごとの字数が各篇ごとに一貫した方針をもって調整されたことを示唆するものである。『孟子』の編纂の周到さをあらかじめ指摘しておきたい。

三

崔述『孟子事實録』は、

按、梁惠王一篇、凡與時君問答之言皆以時之先後次之、則是至滕至魯皆孟子晚年事也。兼金章以在齊爲前日、在宋・薛爲今日、則是至宋至薛亦在孟子去齊後也。滕文章孟子在宋、滕定章孟子在鄒、皆滕文未即位時事、則是孟子去齊之後先至宋而後歸鄒、而後至滕也。故今以宋・鄒・滕・魯爲次而竝次之於去齊之後。

と、梁惠王篇の各章を年代順に竝ぶものとする。武内義雄はこれに従い^{*13}、日本では武内説が踏襲されているが^{*14}、後述の如く、梁惠王上 06 に見える梁襄王が立ったのが 319BC であるのに對し、梁惠王下 14 の齊城薛は 322BC である。崔述ついで武内は齊城薛の年次に氣附いていない。かれらの説が成り立ちがたいことは明らかである。したがって、武内の年代觀に基づく『孟子』の編年的理解もまた成り立たない。

對するに錢穆は、鄒・滕・魯が小國なので、梁・齊の後に置かれているとする^{*15}。従うべきであろう。もっとも、『孟子』の個々の章に對する錢穆の年代觀には問題が少なくない^{*16}。これは『孟子』を一個の書物として把握し、その編纂のありかたを説明するという視點を缺き、個々の章の記述内容を、前後の章と切り離して孤立的に考證するためである。

このような批判的な見地から、本章では、各篇の章次を検討し、あわせて各篇章の年代をも考證する^{*17}。

1 梁惠王篇

梁惠王篇は全章對話形式である。上 01 ～上 07・下 01 ～下 15 が孟子と國君の對話、下 16 も魯平公との會見の中止を傳える。梁惠王篇は、孟子と直接關係のあった國君を網羅しているものと見てよい。孟子の經歷のもっとも華々しい部分として冒頭に置か

*13 武内 1935。

*14 金谷 1966b・小林 1972・加賀 1980・貝塚 1985 など。

*15 錢穆 1956 : 98 孟子在齊威王時先已遊齊考「至孟子書序見梁惠王齊宣王在前、而次鄒穆公滕文公魯平公於後者、以鄒滕魯皆小國、故竝書於後」。

*16 王其俊主編 2012 は錢穆 1956 の年代觀を全面的に採用している。

*17 以下本章の記述は吉本 2005c を修訂したものである。

れたものである。

(1) 梁（魏）：上 01～05 に魏惠王（369-319BC）、上 06 に襄王（318-296BC）が見え、惠王が卒し襄王が立った 319BC に孟子が魏にあったことになる。六國年表は魏惠王三十六年（335BC）卒とし、その前年三十五年（336BC）に「三十五 孟子來、王問利國、對曰、「君不可言利。」」と上 01 を引用する。後述の如く、孟子は 322BC には滕にあつたので、孟子の魏惠王との初見が實際の卒年 319BC の前年 320BC にあつたと想定することは可能である。とはいえ、六國年表がそうした情報を用いたとは思えない。『史記』ではある國君に關聯しつつも年次不明の事件を、卒年の前年に置く事例が少なからず認められるからである*18。319BC の惠王卒後ほどなく、孟子は魏を去つた*19。

(2) 齊：上 07・下 01～11 に齊宣王（319-301BC）が見える*20。孟子は齊の燕侵攻の失敗を契機に齊を去る。齊の燕侵攻は 316BC、下 11 「諸侯將謀救燕」については、趙武靈王の燕昭王擁立が 314BC となる。孟子が齊にあつたのは 319-314BC の間となろう。

齊の燕侵攻に關聯して、『史記』の年代觀には問題がある。ここで簡単に整理しておこう。六國年表「燕王噲元年（320BC）」「三（318BC）擊秦不勝」「五（316BC）君讓其臣子之國、顧爲臣」「七（314BC）君噲及太子相子之皆死」「九（312BC）燕人共立公子平」「燕昭王元年（311BC）」によれば、齊の燕侵攻は 314BC となるが、316BC の誤りと考える。『史記』の年代觀については、燕世家が、『戰國策』燕策一「燕王噲既立」

章
燕噲三年、與楚・三晉攻秦、不勝而還。子之相燕、貴重主斷。…、子之南面行王事、而噲老不聽政、顧爲臣、國事皆決子之。子之三年、燕國大亂、…（齊宣）王因令章子將五都之兵、以因北地之衆以伐燕、士卒不戰、城門不閉、燕王噲死。齊大勝燕、子之亡。二年、燕人立公子平、是爲燕昭王、

を引用していることが確認される。燕策によれば、燕王噲三年（318BC）＝子之元年、五年＝子之三年（316BC）、七年（314BC）公子平（公子職の誤）擁立、燕昭王元年（313BC）となる。

*18 一例だけ挙げておくと、『史記』六國年表は燕文公二十八年（334BC）「二十八 蘇秦說燕」に蘇秦の來燕を記す。文公は二十九年（333BC）に卒している。

*19 錢穆 1956：115 孟子遊梁考を参照。

*20 錢穆 1956：117 孟子自梁返齊考を参照。

戦國諸侯在位年數の傳承については、王名に年數を附記した王名表の形式が想定される。燕については、本來の王名表は燕王噲・昭王の年數を七年・三十五年に作っていた。ところがこれが年表の形式に轉寫された際に昭王元年を誤って二年降し、それに基づく王名表が九年・三十三年となった。『史記』はこの九年・三十三年を用いたため、燕策の「子之三年」「二年」を燕王噲七年・九年におき、遡って子之元年を五年に置いたものであろう。

	六國年表	修正
318BC	王噲三	王噲三（子之元）
316	五（子之元）	五（子之三）
314	七（子之三）	七
313	八	昭王元
312	九	
311	昭王元	

この推定は以下の材料に支持される。まず、陳璋壺（12410・12411^{*21}）

隹（唯）王五年、奠（鄭）易（陽）・墜（陳）導（得）再立事歲、孟冬戊辰、大臧（將）錢（鍋）孔・墜（陳）璋內（入）伐匱亳邦之隻（獲）。

は、齊宣王五年（315BC）の作器であり、四年（316BC）の出兵の翌年に制作されたものとなる。ついで、燕昭王の即位につき、『史記集解』六國年表は、趙武靈王十二年（314BC）に「徐廣曰、紀年云立燕公子職」と記し、また『史記』趙世家に

（武靈王）十年（316BC）、秦取我中都及西陽。齊破燕。燕相子之爲君、君反爲臣。十一年（315BC）、王召公子職於韓、立以爲燕王、（集解「徐廣曰、紀年亦云爾」）使樂池送之。

とある。趙世家の「燕相子之爲君、君反爲臣」は「齊破燕」の説明としてそれに附されたものとなり、「十一年」は「十二年」の誤記であろう。314BCに趙武靈王が燕公子職を擁立し、翌年313BCが昭王元年となる。ちなみに秦本紀

（惠文王後元）十一年（314BC）、樽里疾攻魏焦、降之。敗韓岸門、斬首萬、其將犀首走。公子通封於蜀。燕君讓其臣子之。

*21 本稿における金文の引用には呉鎮烽編 2012 の編號を附記する。

の「燕君讓其臣子之」は、この年の燕昭王擁立までの數年にわたる記述が破損したものであろう*22。

(3) 鄒:下 12 に鄒穆公が見える。滕文公上 01 「滕文公爲世子、將之楚、過宋而見孟子」・上 02

滕定公薨。世子謂然友曰、「昔者孟子嘗與我言於宋、於心終不忘。今也不幸至於大故、吾欲使子問於孟子、然後行事。」然友之鄒問於孟子。

に見える孟子が宋から鄒に戻った時期と考える。宋にあった時には、孟子は「不見諸侯」(滕文公下 07) を堅持しており、宋王偃との會見が伝えられないこともそのことを證する。下 12 は孟子が諸侯に見えた最初の事例となろう*23。

(4) 滕:下 13 ~ 15 に滕文公が見える*24。下 13 「滕文公問曰、「滕、小國也、問於齊楚。事齊乎、事楚乎。」」は『戰國策』齊策二

昭陽爲楚伐魏、覆軍殺將得八城、移兵而攻齊。陳軫爲齊王使、見昭陽、再拜賀戰勝、起而問、…昭陽以爲然、解軍而去。

の齊楚緊張を踏まえた發言であろう。楚伐魏は、『史記』六國年表の楚懷王六年(323BC)「六 敗魏襄陵」に見える。梁惠王上 05

梁惠王曰、「晉國、天下莫強焉、叟之所知也。及寡人之身、東敗於齊、長子死焉。西喪地於秦七百里。南辱於楚。

の「南辱於楚」に当たる。ちなみに「東敗於齊、長子死焉」は342BCの馬陵の戰、「西喪地於秦七百里」は六國年表の秦惠文王八年(330BC)「八 魏入少梁河西地于秦」を指す。六國年表の秦惠文王後元二年(323BC)「二 相張儀、與齊・楚會齧桑」は、秦が張儀を派遣して齊楚講和を斡旋したものである。

ついで、下 14 「齊人將築薛」は、『史記索隱』孟嘗君列傳

紀年以爲梁惠王後元十三年(322BC)四月、齊威王封田嬰于薛。十月、齊城薛。十四年(321BC)、薛子嬰來朝。十五年(320BC)、齊威王薨、嬰初封彭城。

に見え、322BCの事件となる。

*22 錢穆 1956 : 120 齊伐燕乃宣王六年非湣王十年辨は、六國年表の絶對年代に従い、齊の出兵を齊宣王六年(314BC)とする。

*23 鄒繆公および孟子の宋滞在については、錢穆 1956 : 110 孟子至宋過薛過鄒考を參照。

*24 錢穆 1956 : 111 孟子遊滕考。

(5) 魯：下 16 に魯平公 (316-297BC) が見える*25。孟子が齊を致仕したのが 314BC 頃であるので、それ以降となる。

樂正子入見、曰、「君奚爲不見孟軻也。」曰、「或告寡人曰、「孟子之後喪踰前喪」、是以不往見也。」曰、「何哉君所謂踰者。前以士、後以大夫。前以三鼎、而後以五鼎與。」曰、「否。謂棺槨衣衾之美也。」曰、「非所謂踰也、貧富不同也。」

と、孟子との會見を中止した平公を樂正子が強い調子で論難している。孟子が齊にあった際に樂正子はなおごく輕輩であったが (離婁上 24・25)、孟子が齊を致仕したのち、魯の「爲政」に就任している (告子下 13)。魯平公を論難する樂正子の姿勢は「爲政」にふさわしい。

魯平公の在位年代についてはいささか説明を要する。ここで魯悼公～頃公の在位年代につき考證しておこう。

魯世家	六國年表	『漢書』律曆志
悼公 37・473-436	悼公 38・466-429	悼公 37・467-431
元公 21・436-416	元公 21・428-408	元公 21・430-410
穆公 33・415-383	穆公 32・407-376	穆公 33・409-377
共公 22・382-361	共公 23・375-353	恭公 22・376-355
康公 9・360-352	康公 9・352-344	康公 9・354-346
景公 29・351-323	景公 29・343-315	景公 29・345-317
平公 20・322-303	平公 19・314-296	平公 20・316-297
文公 23・302-280	文侯 23・295-273	緡公 23・296-274
頃公 24・279-256	頃公 24・272-249	頃公 24・273-250

『史記』の魯・衛・宋・晉・鄭紀年は、世家・六國年表で矛盾する。同じく六國年表との紀年の矛盾を呈するのが秦本紀であり、さらに、周本紀・楚世家は六國年表に見えない年次の附された記事をもつ*26。これらはみな西周期以來の諸國だが、一方、戰國

*25 錢穆 1956：112 魯平公欲見孟子考。

*26 秦本紀・楚世家については吉本 1996 を参照。周本紀が西周策に見える蘇厲の發言を王赧三十四年 (281BC) に繋げるのは、「北取趙蔣・離石」の年次に關する独自の材料に基づくものであろう。『史記』では、328BC (趙世家肅侯二十二年) に蔣・離石攻略、313BC (趙世家および趙表武靈王十三年・樗里子甘茂列傳秦惠王二十五年) に蔣攻略が見えるだけだが、睡虎地秦簡『編年記』には昭襄王二十四年 (283BC) 「攻林 (蔣)」・二十六年 (281BC) 「攻離石」とあり、周本紀の繫年も類似の材料に據ったものだろう。西周策の「周君之秦、謂周最曰」を王

期に建國した三晉・田齊を扱う世家のうち、趙年代記に據る趙世家を除く魏・韓・田世家の年次の附された記事が、六國年表と基本的に一致するという事実を考慮するならば、これら西周期以來の諸國を扱う本紀・世家は、六國年表以前に一應成書していたことが了解される。その一方で、西周以來の諸國のうち、六國年表に專欄をもつ周・楚・燕・齊の本紀・世家は、六國年表と紀年を基本的に同じくする點、魯・衛・宋・晉・鄭世家と異なる。周本紀および楚・燕・齊世家には、紀年について六國年表と合致するように一定の調整が施された可能性がある。

これらを整理すると、①西周期以來の諸國を扱う周・秦本紀および呉～鄭世家の一應の成書、②『秦記』入手を契機とする原六國年表編纂、③原六國年表に專欄をもつ周・楚・燕・齊の本紀・世家の一部修正および三晉・田齊世家の編纂、④魯・衛・宋・晉・鄭紀年の再構築に基づく元年の記入、⑤世家・列傳の記述の記入、六國年表完成^{*27}、という基本的な編纂過程が窺われる。

魯世家の國君卒以外の年次を附した事件には、悼公十三年滅智伯・平公十二年秦惠王卒・文公七年楚懷王卒・頃公二年秦拔郢・十九年楚取徐州の五件がある。頃公十九年の事件以外はみな秦本紀に見え、魯世家編纂段階で絶対年代が認知済みの事件ばかりである。①悼公～頃公の年數を記した王名表があり、②特定の年次を起點に年數を順次配列して在位年代を決定し、③事件の秦紀年年次を魯紀年に換算する、という編

綴四十五年(270BC)に繋げるのも、同様の獨自資料によるものである。

*27 原六國年表には、①『秦記』・諸國王名表に基づく共觀年表作成、②『秦記』の記事を國別に割り振る、③專欄のない諸國國君元年の記入、の編纂順序が推定される。魏表惠王十年(361BC)「十 取趙皮牢、衛成侯元年」・襄王三年(332BC)「三 伐趙、衛平侯元年」・昭王十四年(282BC)「十四 大水、衛懷君元年」・楚表頃襄王二十七年(272BC)「二十七 伐趙、魯頃公元年」など、魏・楚表の事例において一般に、自國關係の記事のあとに、衛・魯の元年を置くことは、②→③の順序を明示する。秦表二世元年「二世元年十月戊寅、大赦罪人。十一月、爲兔園。十二月、就阿房宮。其九月、郡縣皆反。楚兵至戲、章邯擊卻之。出衛君角爲庶人」の「出衛君角爲庶人」も同様に、月を表示した秦關係の年代記的記述のあとに附加されたものとなる。魏表文侯六年(419BC)は、「六 晉烈侯止元年、魏城少梁」とするが、これは、魏表前年欄「五 魏誅晉幽公、立其弟止」・秦表翌年(靈公七年)欄「七 與魏戰少梁」・魏表翌々年欄「八 復城少梁」など、「晉烈侯止元年」が前年と、「魏城少梁」が翌年・翌々年と關係するため、特にこのように置いたものである。魏表武侯十五年(372BC)が同様に「十五 衛聲公元年、取趙北蘭」とするのは、同年の趙表成侯三年「三 伐衛、取都鄙七十三、魏敗我蘭」に對應させたものである。

纂過程がまずは推定される。

魯世家では、平公十二年秦惠王卒・文公七年楚懷王卒・頃公二年秦拔郢は各々311BC・296BC・278BCに当たり、そこから平公322-303BC・文公302-280BC・頃公279-256BCとなる。ここから景公以前の年数を順次遡って配列したものを表示したが、悼公元年は實は『左傳』の末年である哀公二十七年(468BC)の翌年なので467BCとなり、魯世家も哀公二十七年卒とするので悼公元年=467BCと認識していたに違いない。453BC智伯滅=悼公十三年なら、悼公元年=465BCとなるが、これは後世「十五」→「十三」に誤寫したもので、やはり悼公元年=467BCより起算したものとなろう。魯世家は、①王名表の年数を配列し、②453BCの年次は悼公元年=467BCから、311BC・296BC・278BCの年次は256BC楚滅魯からそれぞれ推算している。王名表の悼公～頃公の總年數218年が467-256BCの212年より六年多いので、256BCを起點とする場合、悼公元年=473BCと六年遡ってしまう*28。世家の場合、こうした矛盾はただちには察知されないが、魯世家が結果的にこの矛盾を放置していることは、年數に餘計な操作を加えていないことを逆に證明するものとなる。

頃公二十四年を魯世家は256BC、六國年表は249BCとする。256BCには周王赧が崩じ、翌255BCに秦が西周を併合しており、249BCには秦が東周を併合している。これらもやはり秦本紀に記述がある。

王名表は王名に年数を附記したものだが、さらに重大事件を附記することがある。魯世家「(a) 二十四年、(b) 楚考烈王伐滅魯。頃公亡、遷於下邑、爲家人、魯絕祀。頃公卒于柯」の原資料たる王名表においては、(a) 年數のあとに (b) 魯の滅亡を附記し、さらに「明年、秦滅周」といった記述を加えていたものであろう。魯世家はこれ

*28 『史記集解』魯世家に「徐廣曰、一本云悼公即位三十年、乃於秦惠王卒・楚懷王死年合」とあるが、悼公三十年(467-430BC)では311BC秦惠王卒・296BC楚懷王卒に合わない。「三十一」の「一」が誤脱している。悼公三十一年(467-437BC)では、悼公元年が正しく467BCとなるが、後述のように、楚表の悼公～頃公の總年數が本來、魯世家のそれに合致していたという事實は、魯世家・楚表編纂段階で、悼公の年數が三十七年で一貫していたことを示唆する。この點で、武内義雄1935の、悼公三十一年を魯世家本來の年數とし、「三十一」→「三七」→「三十」・「三十七」の誤寫を想定する説や、錢穆1956:47魯繆公元爲周威烈王十一年非十九年亦非十七年辨の悼公三十一年説は支持できない。律曆志の悼公三十七年も、魯世家本來の年數を保存したものとなる。

を 255BC の秦の西周併合として、その前年 256BC を頃公二十四年と定めたものであろう。

ついで楚表である。先ず注目すべきは、魯世家・楚表の間で、悼公・穆公・共公・平公の年数が異なるにも関わらず、悼公～頃公の總年数がともに 218 年であることである。楚表が魯世家と獨立した材料を用いながら、總年数が一致することは偶然に過ぎよう。楚表も魯世家と同じ王名表を用いながら、編纂・轉寫の過程で二次的に錯誤が生じたものと思われる。

まずは頃公二十四年が 249BC に變更される。魯世家の段階では、魯の王名表を秦本紀と全面的に共觀する必要が無く、頃公二十四年 256BC から遡って頃公・文公・平公の在位年代を定め、また 467BC を悼公元年としてその在位年代を定め、それらについて秦本紀の年次を魯紀年に換算し、悼公十（三）[五] 年滅智伯・平公十二年秦惠王卒・文公七年楚懷王卒・頃公二年秦拔郢を挿入したわけだが、楚表については、秦紀年と王名表の全面的な共觀を要する。まず王名表の總年數 218 年を求めたところ、256BC 頃公二十四年とすると、悼公元年が 473BC に遡ることが確認され、そこで頃公二十四年を西周滅年の前年 256BC ではなく、東周滅年の前年 250BC に變更した。ところが、楚表に載せる際に、考烈王十三年 250BC に置くべきものを誤って十四年 249BC に置いたのである。「三」「三」の字形の類似のためであろう。ついで 249BC から 218 年遡って 466BC に悼公元年を置く。ついで 249BC を起點に二十四年遡って頃公元年 272BC、二十三年遡って文（侯）[公] 元年 295BC、ついで二十年遡って 315BC に平公元年を置くべきところ、一年誤って 314BC に置く。ついで二十九年遡って景公元年 343BC、九年遡って康公元年 352BC、續く共公・穆公は二十二年・三十三年とすべきものが二十三年・三十二年となっている。二つの年數が異なるにも関わらず、合計は一致する。後世の轉寫の段階で、374BC に置かれていた共公元年を 375BC に誤寫したものであろう。穆公元年 407BC から二十一年遡って元公元年 408BC、悼公元年はすでに 466BC に置かれていたので、悼公の年數は結果的に三十八年となっている。

以上整理すると、六國年表の段階で、まずは頃公元年を 249BC、それにとまって悼公元年を 466BC に誤り、平公元年をさらに一年誤る。ついで後世の轉寫の段階で、共公元年を一年誤り、穆公・共公の年數が世家と矛盾することになったということに

なる。

一方、『漢書』律曆志はおそらくは467BCを悼公元年と定めた上で、世家の年數を用いて頃公までの元年を決定しており、結果的に悼公～頃公の在位年代を正確に提示するものとなっている。

附言すべきは、楚表考烈王八年(255BC)「八 取魯、魯君封於莒」であり、楚世家には見えないので『秦記』に由來する材料となる。春申君列傳「春申君相楚八年、爲楚北伐滅魯」はこれを楚滅魯と解したものであり、249BCに楚滅魯を置く六國年表とは矛盾する。春申君列傳が六國年表以前に編纂されたことを確認させる。頃公二十四年を250BCとすると魯世家「十九年、楚伐我、取徐州」の十九年は255BCとなる。同じ事件を指すものとなろう。

(6) 小結

梁惠王篇に見える孟子の諸侯との會見は、年代順では、鄒穆公→滕文公→梁惠王→梁襄王→齊宣王→魯平公となる。錢穆が指摘するように、大國である梁・齊に関する章をとくに冒頭に移動したものである。『孟子』の章次が年代順を基本とし、必要に応じてこれに變更を加えていることが確認される。

また、梁惠王篇に諡號が見える王侯の中では、梁襄王の卒年296BCが最も降る。『孟子』の成書は296BC以降となるが、孟子の親筆を想定する必然性はなく、したがって孟子が296BC以降に卒したことの論據にはならない*29。

2 公孫丑篇

公孫丑篇は上01・02および下02～14が對話形式となっている。

上01「夫子當路於齊、管仲・晏子之功、可復許乎」・上02「夫子加齊之卿相、得行道焉、雖由此霸王不異矣」といった公孫丑の發言は孟子が齊にありつつなお仕官していない状況を、ついで下02「孟子將朝王」は、趙注に「孟子雖仕、齊處師賓之位、以道見敬、或稱以病、未嘗趨朝也」とあるように、孟子がなお王に朝見していない時點

*29 錢穆1956:63 孟子生年考。また諸子生卒年數約數は孟子の生卒を390-305BCとする。閻若璩『孟子生卒年月考』「按、孔子生卒出處年月具見史記孔子世家、而孟子獨略。於是說者紛紜。余嘗以七篇爲主、參以史記等書、然後歷歷可考。蓋生爲鄒人、晚始游梁、繼仕齊爲卿、久之歸鄒、又如宋、以樂正子故至魯、終之滕、道不行、歸而作書七篇。卒當在赧王之世。卒後書爲門人所敘定。故諸侯王皆加諡焉」。

の状況を記し、下 04 では孟子と「王」の対話が記され、下 06 では孟子が齊の卿として滕に「出弔」したことが、下 08・09 には齊の對燕出兵とその失敗が見え、下 10 には「孟子致爲臣而歸」とあり、ついで下 11～14 はことごとく「孟子去齊」を書き出しとしている*30。公孫丑篇では齊王は全て「王」と記されているが、下 02 「不識可使寡人得見乎」が、下 10 「前日願見而不可得」に呼應するものである以上、この「王」は全て齊宣王である。そもそも「王」としか記さないという事実は、公孫丑篇の「王」が一貫して齊宣王であったことを示唆している*31。要するに公孫丑篇は孟子の齊宣王への仕官の始末を記述したものに他ならず、對話形式の諸章は、年代順に排列されているものと判断される。従って、下 03 「前日於齊、王餽兼金一百而不受。於宋、餽七十鎰而受。於薛、餽五十鎰而受」は、孟子が一時的に齊を離れ、宋・薛を遊歴したことを伝えるものとなる。下 02 では孟子が宣王に對し假病を使ったことが見える。憚るところがあつて齊を離れたものであろう。錢穆は、ここに見える孟子在宋を、滕文公上 01 「滕文公爲世子、將之楚、過宋而見孟子」の在宋と同時期のものとし、滕文公下 05 「萬章問曰、「宋、小國也。今將行王政、…」」を宋王偃（338-286BC）が稱王した 328BC*32 からほどなくとし、したがつて孟子が齊威王（357-320BC）の時に齊に滞在したことがあつたとし、公孫丑下 02 の「王」を威王とする*33。しかし、この議論は成り立たない。公孫丑下 03 では薛が齊・宋に並ぶ諸侯國として扱われている。これは、『戰國策』齊策一に、「數年、威王薨、宣王立。靖郭君之交、大不善於宣王、辭而之薛、與齊貌辨俱留」とあるように、宣王の初年、靖郭君田嬰が一時自立の趨勢にあつたことを反映するものであるからである*34。孟子は 319BC の魏惠王卒の際には魏に滞在しており、齊に移

*30 錢穆 1956：122 孟子去齊考。

*31 金谷 1966b。

*32 錢穆 1956：99 宋偃稱王爲周顯王四十一年非愼靚王三年辨。武内 1935 は宋王偃の稱王を六國年表に従つて 318BC（周愼靚王三年）とする。

*33 錢穆 1956：98・孟子在齊威王時先已遊齊考・110 孟子至宋過薛過鄒考。

*34 錢穆 1956：110 孟子至宋過薛過鄒考は、『史記』田世家「騶忌子見三月而受相印。…居期年、封以下邳、號曰成侯。」「史記索隱」魯世家「按、說文「邾、邾之下邑、在魯東」。又郡國志曰「魯國薛縣、六國時曰徐州」。又紀年云「梁惠王三十一年、下邳遷于薛、故名曰徐州」。則「徐」與「邾」並音舒也」に基づき、孟子が薛を訪れた頃は、成侯鄒忌が薛を采邑としていたとするが、鄒忌が齊より自立したことは伝えられていない。鄒忌については、錢穆 1956：85 田忌鄒忌孫臏考を参照。

動したのはそれ以降となる。要するに『孟子』の孟子在宋は328BC 宋王偃稱王の頃と319BC 齊宣王元年以降の二回あったということになる。

公孫丑篇の獨白形式は、上03～09・下01にまとめられている。

上03は、「以力假仁者霸、霸必有大國、以德行仁者王、王不待大」なる書き出しをもち、これが、上01・02における公孫丑の覇者志向を批判するものであることは明らかである。上04「仁則榮、不仁則辱」は上03と「仁」を共有し、上05「尊賢使能、俊傑在位、則天下之士皆悅而願立於其朝矣。…」は、上04「如惡之、莫如貴德而尊士、賢者在位、能者在職」を承ける。上03～05は一つのまとまりをなしている。

上06「惻隱之心、仁之端也。羞惡之心、義之端也。辭讓之心、禮之端也。是非之心、智之端也。人之有是四端也、猶其有四體也」は、上03・04に見えた「仁」に加えて「義」「禮」「智」の端緒が人間に内在されているという「四端」説を主張し、上07にも「夫仁、天之尊爵也、人之安宅也」と「仁」が見える。

上08「舍己從人」は上07「仁者如射、射者正己而後發。發而不中、不怨勝己者、反求諸己而已矣」と「己」を共有する。上08は「故君子莫大乎與人爲善」なる對人關係の基本を論じ、上09では對人關係の具體的なありかたとして伯夷・柳下惠が對比的に示される。下01は良好な對人關係の總和としての「人和」が主張される。

このように獨白形式の章は、内容ないし表現の共通項によって排列されているが、その一方で、梁惠王篇や公孫丑篇の對話形式が年代順を意識して排列されていることをも考慮するならば、これらの獨白が、孟子が齊に仕官する以前を記す上01・02と、齊宣王に朝見しようとしたことを記す下02の間に挿入されているという事實は、少なくとも『孟子』の編者において、これらの獨白が正にこの時期の孟子の發言であった、あるいは最低限、この時期の孟子の思想を説明するもの、とみなされていたことは認められよう。

3 滕文公篇

滕文公篇は上篇5章・下篇10章の全てが對話形式を採っている。

滕文公上01では、文公が世子であったころ、宋において孟子と會見したことを、上02は文公の父である定公の卒を、上03は文公が「爲國」のありかたを孟子に問うたことを、上04は滕文公の「仁政」「聖人之政」を慕って許行や陳相・陳辛兄弟が滕に

移住したことを記す。これらもやはり年代順に排列されている。上 05 は墨者夷之との論争を記し、陳相との論争を記す上 04 と性格が似ているためここに置かれたと考えることも可能だが、年代順の排列に属するものと考えられることももとより可能である。

下 05 では「宋、小國也。今將行王政」という弟子萬章の発言が見え、下 06・08 では宋の大臣と孟子との対話が記されるので、下 07 の弟子公孫丑の「不見諸侯、何義」という発言もまた宋にあった時のものとなる。上 01 に見える、滕文公が世子であった頃に孟子が宋にあったという記述に對應するものである。さらに『孟子』が年代順を章の排列の基本的な原則としていることを考慮するならば、下 01～04 は、328BC に宋に至る以前の、孟子の最も早い時期の状況を伝えるものとなろう。何より下 01「陳代曰、「不見諸侯、宜若小然。…」」という記述が、孟子が滕文公と會見する以前であることを明示している。ちなみに下 02「景春曰、「公孫衍・張儀豈不誠大丈夫哉。一怒而諸侯懼、安居而天下熄。」」の公孫衍は六國年表の秦惠文王五年（333BC）に「五 陰晉人犀首爲大良造」と見え、張儀は同じく十年（328BC）に「十 張儀相」と見える*35

一方で、下 09 の公都子は公孫丑下 05・離婁下 30 など孟子在齊期の章に見え、下 10 の匡章は齊の大臣である*36。この二章は孟子が齊に至ったのちのものとなろう。

滕文公篇に見える孟子の所在を年代順に整理すると、宋以前（下 01～04）→宋（上 01・下 05～08）→鄒（上 02）→滕（上 03～05）→齊（下 09・10）となる。要するに、最後の二章を除き、齊に仕官する以前の孟子の履歴を記したものである。滕については孟子の議論が全面的に採用されたという点において特筆されるべきものであり、そのため、滕に關する上 01～05 が篇の冒頭に置かれたのである。梁惠王篇において梁惠王・齊宣王との對話篇が冒頭に置かれたことに同じい。あとは年代順に排列されている。このように考えると、下 09 における楊墨批判*37 は、上 04・05 の許行*38 および墨家との論争を承けたものとなり、下 10 は楊墨と同様の異端として陳仲子*39 を批判し

*35 錢穆 1956：107 [附] 張儀初入秦考。

*36 錢穆 1956：94 匡章考。

*37 錢穆 1956：80 楊朱考。

*38 錢穆 1956：113 許行考。

*39 錢穆 1956：150 陳仲子考。『孟子』盡心上 34「仲子、不義與之齊國而弗受、人皆信之、是舍簞食豆羹之義也。人莫大焉亡親戚・君臣・上下。以其小者信其大者、奚可哉」にも陳仲が見える。

たものとなろう。下09・10は齊における言論だが、上04・05に聯なるものとして特に滕文公篇に収められたものであり、その限りにおいて、滕文公篇は基本的には齊に至る以前の孟子の経歴を記したものと見てよい。

さらに滕文公篇が公孫丑篇のあとに置かれているのは、齊が大國であったために他ならない。

4 離婁篇

上篇28章・下篇33章のうち、對話形式を採るのは、上17・18・24・25・下03・18・27・30・32に過ぎず、その他は基本的に孟子の獨白形式である。下02・24・29・31は説話に対する孟子のコメントであり、下33は全くの説話である。

對話形式のうち、上17では齊人淳于髡^{*40}が孟子の仕官を慫慂しており、上24・25は孟子の弟子である魯人樂正子が齊の大臣子敖に同道して齊に至った際の孟子との對話であり、下03には齊宣王が見え、下27では子敖が右師に昇進し、下30には匡章、下32には儲子と、齊の大臣たちが見える。離婁篇は、公孫丑篇とは別に孟子在齊期の言説を集めたものとなる。

離婁篇ではまず上01～16が獨白形式である。

上01は、「堯舜之道」に基づく「仁政」を主張し、上02もこれに引き続き、君臣ともに堯舜に法るべきことが主張される。上02の「規矩、方員之至也」なる書き出しは、上01「不以規矩、不能成方員」と「規矩」「方員」を共有している。

上03「三代之得天下也以仁、其失天下也以不仁」は夏殷に周をも加えた「三代」の滅亡に言及しており、上02における「幽厲」への言及に呼應するものとなる。

上01～03はいずれも「仁」を主張し、書き出しに「愛人不親反其仁」をもつ上04が次に置かれるのはそのためである。上04では「身」を正すことが主張されるが、上05にも「天下之本在國、國之本在家、家之本在身」とある。上05は天下→國→家→身という等級を提示するが、上06も天下→一國→巨室という等級を設けている。上05・06で「天下」に言及したことを承けて、上07では「今也欲無敵於天下而不以仁、

^{*40} 錢穆1956：118 淳于髡考は、『史記』魏世家「惠王數被於軍旅、卑禮厚幣以招賢者。鄒衍・淳于髡・孟軻皆至梁」を踏まえてこの對話を梁にあった時のものとするが、離婁篇のほかの對話篇が全て齊を舞臺とするものであることから支持できない。錢穆は離婁篇の性格を考慮していない。

是猶執熱而不以濯也」と「天下」で無敵となるには「仁」を要することを主張し、上 08 では逆に「不仁」が「亡國敗家」をもたらすことを述べる。これを承けて上 09 は、「桀紂之失天下也」に始まり、上 10 は「自暴」「自棄」を論ずる。

上 11 は上 05 に呼應する。上 05 では、身→家→國→天下なる等級が提示されたわけだが、上 11 では、家・國に對する當爲として「親其親」「長其長」が「天下平」の要諦であるとする。上 12 は、「獲於上」→「信於友」→「悅親」→「誠身」という等級が示されており、「悅親」は上 11 の「親其親」に相當する。上 13 では、「天下之大老」である伯夷・太公の歸順が文王に天下をもたらしたとするもので、「天下之父歸之、其子焉往」と、天下を得ることが子の父への服從に基づくことを述べ、上 12 の「悅親」に通ずる。

上 01～13 は、要するに、天下に仁政を實現するには、まず修身からだということ を主張するものだが、これに對し、上 14 は、「善戰」「連諸侯」「辟草萊任土地」を「仁政」に背馳するものとして批判する。孟子の同時代において、これらの諸政策を最も典型的に主張したのが、「遊士」出身者を多く含む「辯士」たちにほかならない。上 15「存乎人者、莫良於眸子。眸子不能掩其惡」・上 16「恭者不侮人、儉者不奪人。侮奪人之君、惟恐不順焉、惡得爲恭儉」は「辯士」を批判したものである。上 17 の淳于髡は「辯士」の典型ともいえる人物である。上 01～17 は、淳于髡との論争という上 17 に對し、かれら「辯士」を批判する上 14～16、かれらの政策に對する孟子自身の「仁政」とその實現方法を論ずる上 01～13 を篇首の方向に附加したものであろう。

上 17 では、「禮」「權」を對比し、そこで、「正」「勢」を對比する上 18 が次におかれる。上 18 が「君子」とその「子」を論ずることを承けて、「事親」を含む上 19 が次に置かれる。

上 20 の「能格君心之非」なる「大人」は、上 16 の「侮奪人之君、惟恐不順焉」なる「辯士」の對極にある。上 17 の前後に上 16・20 が附加されたのち、上 18・19 が上 17 に聯なるものとして挿入されたのであろう。

上 21「有不虞之譽、有求全之毀」・上 22「人之易其言也、無責耳矣」がここに置かれているのは、一見よくわからないが、おそらくは公孫丑下 05

孟子謂蚺鼃曰、「子之辭靈丘而請士師、似也、爲其可以言也。今既數月矣、未可以

言與。」蜚蜚諫於王而不用、致爲臣而去。齊人曰、「所以爲蜚蜚、則善矣。所以自爲、則吾不知也。」公都子以告。曰、「吾聞之也。有官守者、不得其職則去。有言責者、不得其言則去。我無官守、我無言責也、則吾進退、豈不綽綽然有餘裕哉。」

を踏まえたものであろう。はからずも「齊人」の非難を被ったことが、上 21 の「求全之毀」に当たり、「我無官守、我無言責也、則吾進退、豈不綽綽然有餘裕哉」が上 22 「人之易其言也、無責耳矣」に呼應する。公孫丑下 06 の蓋大夫王驪が、續く上 24・25 に見える子敖であり、離婁篇のこのあたりの章次は、公孫丑篇のそれに對應している。上 25 は弟子樂正子が「古之道」を學びながら、糊口をしのぐため子敖に隨從したことを叱るものであり、上 24 でも同じく樂正子を叱っている。上 23 「人之患在好爲人師」は不肖の弟子に悩む孟子の自嘲めいた發言とも讀める。

上 26 には「不孝」、上 27・28 には「事親」が見える。上 26～28 は、公孫丑下 07 の「吾聞之君子、不以天下儉其親」に呼應するものであろう。同様に、上 28 「天下大悅」は、公孫丑下 08 の齊伐燕との聯想に基づくものであろう。齊伐燕については梁惠王下 10 に「取之而燕民悅、則取之」とあり、「天下大悅」と「悅」を共有する。離婁下 02 は「故爲政者、每人而悅之、日亦不足矣」と「悅」を共有することから、上 28 のあとに置かれ、ついで上 28 と同じく舜が見える下 01 が、上 28 の直後に挿入されたものとなる。

要するに、上 21～上 28・下 01・02 は、上 24・25 に子敖が見えることから、公孫丑下 06 が想起され、その前後の公孫丑下 05・07・08 に聯想される孟子の發言が並べられたものであると思われる。

下 03 「孟子告齊宣王曰、…」は、齊宣王に對して君臣關係を説くものだが、「有故而去」と致仕に言及する。公孫丑篇では齊伐燕に關わる下 08・09 の次に下 10 「孟子致爲臣而歸」が置かれているのであり、その聯想で、致仕に關する孟子の發言がここに置かれているのであろう。下 03 が君の臣に對する當爲を説くものであるのに引き續き、下 04 は大夫の士に對する、士の民に對する當爲、下 05 は君の當爲、下 06 「非禮之禮、非義之義、大人弗爲」は「大人」の當爲に關わる。

「大人」は降って下 11 「大人者、言不必信、行不必果、惟義所在」・下 12 「大人者、不失其赤子之心者也」に見える。下 07 「中也養不中、才也養不才」は、その「中」「不中」、「才」「不才」の表現が下 06 の「禮」「非禮」、「義」「非義」に似るところからこ

ここに置かれたものであろう。下 09「言人之不善、當如後患何」は下 11「言不必信」と「言」を共有し、下 09 の「後患」をともなう行爲のありかたとの聯想で、下 08「人有不爲也、而後可以有爲」・下 10「仲尼不爲已甚者」が下 09 を挟むのであろう。

「養生」の見える下 13 は、下 12 の「赤子」との聯想でここに置かれたものであろう。下 16 にも「養人」とあり、本来下 13 に後續するものであったと思われる。下 16 の「心服」との聯想で、「自得」を述べる下 14 と「博學而詳說之、將以反說約也」と主張する下 15 が挿入されたものであろう。

下 17 の「言無實、不祥」は、下 11「言不必信」と「言」を共有し、これに後續するものだったが、下 12～16 が挿入されたものであろう。下 18「聲聞過情」は 17「言無實」に呼應する。下 18 には「仲尼」の發言が見え、まずは同じく孔子が見える下 21 がそのあとに置かれ、ついで舜の見える下 19、禹・湯・文王・武王が見える下 20 が挿入され、孟子が孔子に私淑することを記す下 22 が下 21 のあとに置かれ、かくして下 19～22 で舜から孟子に至る道統が示されることになる。

以上述べたように、下 04～22 は、下 03 の對話を起點に順次關聯する孟子の獨白を竝べたものとなろう。

續く對話は下 27「公行子有子之喪、…」である。齊宣王の寵臣である右師（王驩・子敖）に孟子が諂わなかったことが主題である。下 26 は「天下之言性也、則故而已矣。故者以利爲本」と、「以利爲本」を批判するものであり、下 27 の右師への追従を「以利爲本」といいたいのであろう。さらに、下 24 は、「君事也、我不敢廢」が下 27 の「禮、朝廷不歷位而相與言、不踰階而相揖也」に呼應するものとしてこの位置に置かれたものであろう。「可以死、可以無死、死、傷勇」を含む下 23 は、下 24 の羿の死との聯想でここに置かれ、下 25「則可以祀上帝」は、下 23 と「可以」を共有するため、この位置に置かれたものであろう。下 28 は、「如有一朝之患、則君子不患矣」が下 27 の主題に通ずる。

下 28「君子所以異於人者、以其存心也」は、下 32「果有以異於人乎」と表現を共有する。本来下 28 の直後に下 32 があったところに、下 29～31 が挿入されたものであろう。下 29 の禹・稷・顔回は下 28「君子」の具體例である。下 30「好勇鬪狠、以危父母、五不孝也」は、下 29「今有同室之人鬪者」と「鬪」を共有する。下 31「曾子・

子思易地則皆然」は下 29「禹・稷・顔子易地則皆然」と表現を共有する。

下 33 は、齊の大臣たちに對する孟子の批判を説話に託したものであろう。

5 萬章篇

上篇 9 章・下篇 9 章のうち、獨白形式である下 01・05 を除いた全てが對話形式であり、上 04 の咸丘蒙、下 02 の北宮錡、下 09 の齊宣王を除けば、あとは弟子である萬章との對話である。

萬章篇の内容を確認しておく、上 01～05 は舜、上 06 は禹の受禪から益・伊尹・周公の輔政、上 07「伊尹以割烹要湯」・上 08「孔子於衛主癱疽、於齊主侍人瘠環」・上 09「百里奚自鬻於秦養牲者、五羊之皮、食牛、以要秦穆公」は、伊尹・孔子・百里奚に關する巷説を否定するものであり、下 01 は伯夷・伊尹・柳下惠・孔子を主題とする。「周室班爵祿」を主題とする下 02 は、上 07～09・下 01 が古人の仕官に關わり、下 03 以下が君臣關係を論ずることを繋ぐものである。下 03 は「友」、下 04 は「交際」、下 05 は「仕」、下 06 は「士之不託諸侯」、下 07 は「不見諸侯」、下 08 はふたたび「友」を話題とし、下 09 は上述の如く齊宣王との對話で、「卿」を話題としている。

萬章篇では各章の主題の聯關が顯著であり、必ずしも年代順を維持していないようである。萬章は滕文公下 05 の孟子が宋にあったときの對話に見え、また後述の如く、孟子最晩年の言行を集めたと思われる盡心下 37 にも見えるので、孟子の生涯を通じての弟子であった。萬章上 04 では咸丘蒙の引く「語」を「齊東野人之語」として退け、篇末の下 09 は齊宣王との對話であり、齊にあった時期のものとなるが、他方、下 07「不見諸侯」は、滕文公下 01・07 といった孟子が宋にあった時期、ないしそれ以前の言説に見える。滕文公上 01 に宋にあった際に「孟子道性善、言必稱堯舜」であったとすることは、萬章上 01～05 に、同じく滕文公上 01 の「今滕、絶長補短、將五十里也」は、萬章下 02 の「周室班爵祿」に對應する。萬章篇には齊にあった時期のものも含まれるものの、基本的にはそれ以前の言説が収められているものと思われる。

公孫丑篇・滕文公篇が孟子の履歷を記すのに對し、離婁篇・萬章篇は孟子の思想により重點が置かれている。離婁篇が公孫丑篇に、萬章篇が滕文公篇に對應を見出しうるのは、公孫丑篇・離婁篇が齊にあった時期、滕文公篇・萬章篇がそれ以前を主に扱っているからである。その意味で、この四篇は、齊にあった時期とそれ以前の履歷と思

想をそれぞれ分擔して収録していることになる。『孟子』の周到な編纂があらためて確認される。

6 告子篇

上篇 20 章・下篇 16 章のうち、上 01～06・15・下 01～06・08・10～11・13・14 が對話形式である。

上 01～06 は「性」に関する對話である。上 01～04 の告子が、『墨子』公孟

二三子復於子墨子曰、「告子曰、「言義而行甚惡。」請棄之。」子墨子曰、「不可、稱我言以毀我行、愈於亡。有人於此、翟甚不仁、尊天・事鬼・愛人、甚不仁、猶愈於亡也。今告子言談甚辯、言仁義而不吾毀、告子毀、猶愈亡也。」二三子復於子墨子曰、「告子勝爲仁。」子墨子曰、「未必然也。告子爲仁、譬猶跂以爲長、隱以爲廣、不可久也。」告子謂子墨子曰、「我治國爲政。」子墨子曰、「政者、口言之、身必行之。今子口言之、而身不行、是子之身亂也。子不能治子之身、惡能治國政。子姑亡、子之身亂之矣。」

の告子と同一人物であったとすれば*41、孟子の告子との對話は孟子の若い頃になされたものとなる*42。上 05・06 が公都子との性に関する對話であり、加えて上 06 で公都子は告子の發言を引用している。上 05・06 の注釋として、その前に、年代的に大きく遡る上 01～04 が置かれたものとなろう。

對話形式のうち、孟子の履歴に關わるものは下篇の諸章だが、特に注目したいのは、下 04 であり、秦楚開戦に際し、これを停止させるため楚に赴く宋輕*43 に、孟子が石丘で會見したものである。焦循『孟子正義』も指摘するように、秦楚交戦は、六國年表の秦惠文王後元十三年（312BC）「十三 庶長章擊楚、斬首八萬」に見える丹陽の戦に始まるのであり*44、この事實は、告子下篇の諸章が、孟子が齊を致仕した 314BC 頃以

*41 錢穆 1956：62 墨子弟子通考

*42 梁啓超「墨子年代考」「公孟篇記墨子與告子語、而告子又曾與孟子論性、參合兩書言論、其爲一人無疑。…墨子卒下距孟子生不過十餘年、則以弱冠の告子得上見晩年の墨子、以老宿の告子得下見中年的孟子、年代并非不相及」。

*43 宋輕については錢穆 1956：123 宋鉞考を參照。

*44 『史記』六國年表の 318BC に當たる秦惠文王後元七年「七 五國共擊秦、不勝而還」・魏哀王元年「魏哀王元年 擊秦不勝」・韓宣惠王十五年「十五 擊秦不勝」・趙武靈王八年「八 擊秦不勝」・楚懷王十一年「十一 擊秦不勝」・燕王噲三年「三 擊秦不勝」は、三晉・楚・燕の

降の状況を記述することを示唆する。そのことは、下 06 の淳于髡の發言に、「夫子在三卿之中、名實未加於上下而去之」*45 とあることにも確認される。

孟子が齊に仕官していた頃の言説を集めた離婁篇の上 24・25 ではなお齊の大臣子敖に隨從した樂正子が、告子下 13 では魯の「爲政」にまで昇進していることも、告子篇が、孟子が齊を致仕したのちの言行であることを確認させる。

下 01・02・05 には孟子が鄒にあったことが見え、また下 05 では鄒から隣國の任へ、齊の邑である平陸から齊へ赴いたことが見え、下 06 には齊人淳于髡との對話、下 08 には魯の將軍慎子との對話が見える。齊を致仕したのち、孟子はもはや仕官することはなく、鄒にとどまったが、列國を訪問することはなおあり、これらの諸章はその折りの對話を記述したものとなろう。

下 10・11 は白圭との對話である。白圭については、『呂氏春秋』知分に、鄒公子夏后啓との對話が見えており、孟子との對話も白圭が鄒にあったときになされたものとなろう*46。

上 07～14・16～20・下 07・09・12・15・16 が獨白形式である。

上 01～06 は「性」に関する對話であり、上 07～12 はそれを承けて「心」を主題とする。

上 15 の對話は、「鈞是人也、或爲大人、或爲小人、何也」と、「大人」「小人」の區

秦への出兵が見える。直接には、『戰國策』燕策一「燕噲三年、與楚・三晉攻秦、不勝而還」に取材するものであり、秦本紀「(惠文王後)七年(318BC)、樂池相秦。韓・趙・魏・燕・齊帥匈奴共攻秦。秦使庶長疾與戰修魚、虜其將申差、敗趙公子渴・韓太子奭、斬首八萬二千」・楚世家「(懷王)十一年(318BC)、蘇秦約從山東六國共攻秦、楚懷王爲從長。至函谷關、秦出兵擊六國、六國兵皆引而歸、齊獨後」にも 318BC における五國伐秦が見えるが、趙世家「(武靈王)八年(318BC)、韓擊秦、不勝而去。五國相王、趙獨否、曰、「無其實、敢處其名乎。」令國人謂已曰「君」」に見える、この年の「五國相王」および『後漢書』西羌傳「後二年、義渠敗秦師于李伯」に見える義渠伐秦、六國年表の 317BC に見える秦と三晉の脩魚の戦に對する不正確な理解によっていわば創作されたものである。吉本 2005d 第三部第一章を參照。また義渠については吉本 1997a を參照。

*45 錢穆 1956：118 淳于髡考は告子下 06 の對話を孟子が齊を致仕した際のものとするが、告子下 05 「孟子居鄒」が鄒への退隱をすでに示していることと矛盾する。錢穆は告子篇の章次を考慮していない。

*46 白圭については錢穆 1956：82 白圭考を參照。錢穆はこの孟子との對話を孟子が梁に至った際とするが、根據はない。『呂氏春秋』先識には白圭が齊を訪れたことが見える。大梁から泗水流域に至りついで北上するルートを取れば、途中で鄒がある。

別を問題にする。上 14 には「養其小者爲小人、養其大者爲大人」の一句があり、また上 13・14 はともに「身」を主題とする。上 16 は、上 15「此天之所與我者」を承けて「天爵」「人爵」を主題とし、上 17 は、上 16 の「爵」を承けて「欲貴者、人之同心也」の書き出しをもつ。

上 13～17 の獨白形式は、上 15 の對話に附加されたものである。そのことは、上 17 と上 18 の間で主題の關聯が認められないことにも傍證される。

下 01 の對話は、任人の「禮與食孰重」なる發問を、「取食之重者、與禮之輕者而比之」として退けるものだが、上 18 の「今之爲仁者、猶以一杯水、救一車薪之火也。不熄、則謂之水不勝火、此又與於不仁之甚者也」なる比喻と發想を同じくする。上 19 の「仁」もまた成熟を要するという發言も同様の發想である。「學」を論ずる上 20 の「學者亦必以規矩」がここに置かれたのは、上 19 の「熟」との聯想に基づくものであろう。上 18～20 の獨白形式は、下 01 の對話形式に附加されたものとなる。

下 01～06 の對話形式のあと、下 07 は「五霸者、三王之罪人也。今之諸侯、五霸之罪人也。今之大夫、今之諸侯之罪人也」に始まる獨白形式である。下 08 が魯將軍慎子との、下 10・11 が白圭との對話なのであり、當世の政策を批判する總論として下 07 がここに置かれているのであろう。下 09 は、「辟土地、充府庫」「約與國、戰必克」といった、慎子や白圭の如き「今」の臣を批判するものであり、そのためここに置かれたものであろう。同様の發言は離婁上 14 にも見え、そちらでは『論語』に見える孔子の冉求批判を根據にするが、こちらでは「古」との對比のもと「今」を批判している。

下 12 の「君子不亮、惡乎執」なる獨白は、下 13 の「樂正子爲政」に始まる對話に附加されたもの、下 15 の舜以下の登用を述べる獨白は、下 14 の「古之君子何如則仕」に始まる對話に附加されたものであろう。下 16 の孟子の教育者としての自述は、下 15 の「天將降大任於是人也」に呼應するものとなる。

7 盡心篇

上篇 47 章・下篇 38 章のうち、上 09・31～33・35・40・42・44・下 01・19・21～23・25・29・30・36・37 が對話形式である。

下 25 の樂正子についての浩生不害との對話は、趙注が「浩生、姓、不害、名、齊人也。見孟子聞樂正子爲政於魯而喜、故問樂正子何等人也」とするように、魯の爲政として

の樂正子を評價するものであろう。樂正子が魯の爲政に就任したことは、告子下 13 に見え、この事實は、盡心篇が全體として告子篇より降った時期、孟子の最晩年を記述していることを示唆する。

錢穆は下 01

孟子曰、「不仁哉、梁惠王也。仁者以其所愛及其所不愛、不仁者以其所不愛及其所愛。」公孫丑曰、「何謂也。」「梁惠王以土地之故、糜爛其民而戰之、大敗、將復之、恐不能勝、故驅其所愛子弟以殉之、是之謂以其所不愛及其所愛也。」

を馬陵の戰の際の發言とするが*47、金谷がすでに指摘するように、孟子の發言に同時代の諸侯の諡号が見える唯一の事例であり、惠王卒後の發言となる*48。

錢穆はまた、上 36「孟子自范之齊、望見齊王之子」を 319BC、梁惠王が卒したのち、孟子が大梁から范を経て齊に至った際の事件とし、「齊王之子」を 320BC の齊威王卒後に喪中にあった宣王とするが、先王に對する服喪は何ら読み取れない。また上 40

齊宣王欲短喪。公孫丑曰、「爲期之喪、猶愈於已乎。」孟子曰、「是猶或紵其兄之臂、子謂之姑徐徐云爾、亦教之孝弟而已矣。」王子有其母死者、其傅爲之請數月之喪。公孫丑曰、「若此者、何如也。」曰、「是欲終之而不可得也。雖加一日愈於已、謂夫莫之禁而弗爲者也。」

を齊宣王の威王に對する服喪に關わる記述とするが*49、それを読み取るとはやはり困難である。小林は宣王の「母后」に對する服喪に關する記述とし*50、「王子有其母死者、…」はこの解釋を支持する。さらに一般的な服喪の短縮と解することもまた可能なのであり、錢穆説を排他的に支持する材料はない。

告子篇と同様に、孟子は鄒にとどまりつつ、時に諸國を訪れた模様である。上 33 には齊王子塾との對話が見え、上述の如く上 36 では孟子が齊の邑である范から齊に赴き、齊の王子を望見したことが見える。下 23 では齊の飢饉に際し、弟子陳臻が、孟子がかつて王に勸めて棠の穀倉を開放したことに言及し、孟子がふたたび王に勸めることを齊の國人が期待していると述べる、これに對し、孟子はもはやかつてとは立場がちが

*47 錢穆 1956：98 孟子在齊威王時先已遊齊考。

*48 金谷 1954。

*49 錢穆 1956：117 孟子自梁返齊考。

*50 小林 1972。

うのだと拒否する。これは、孟子が齊を致仕したのち、齊を訪問していた時期の對話に他ならない。

このように、告子篇の時期に引き續き、孟子は齊にしばしば赴いたようだが、下 29 には齊に仕官した盆成括の殺害を孟子が豫見したことが見え、ついで下 30 の滕に赴いたことを最後に、孟子の遊歴は認められなくなる。

上 01 ～ 08・10 ～ 30・34・36 ～ 39・41・43・45 ～ 47・下 02 ～ 18・20・24・26 ～ 28・31 ～ 35・38 が獨白形式である。

上 01 「所以立命也」・上 02 「莫非命也、順受其正」・上 03 「求之有道、得之有命」は「命」を共有し、上 03 「求則得之」・上 04 「求仁莫近焉」は「求」を共有し、上 04 「反身而誠」・上 05 「終身由之而不知其道者」は「身」を共有する。

上 06 「人不可以無恥。無恥之恥、無恥矣」は、趙岐が指摘するように、『論語』子路「子曰、「行己有恥、使於四方、不辱君命、可謂士矣。」」を踏まえたものであり、上 05 の「行之而不著焉」と「行」を共有する。上 07 「恥之於人大矣。爲機變之巧者、無所用恥焉。不恥不若人、何若人有」は上 06 と「恥」を共有する。上 08 「古之賢王好善而忘勢」の「勢」は、上 07 の「機變」に通じる。

上 09 の對話では、「窮則獨善其身、達則兼善天下」と「窮」「達」いずれにも應じうる「士」のありかたが論ぜられており、上 08 の「忘勢」に通ずる。

上 10 は「雖無文王猶興」といった「豪傑之士」を、上 11 は「韓魏之家」ほどの富貴を得るとも恬淡とする人物が稱揚され、上 09 の「士」に通ずるものといえる。

要するに、上 01 ～ 08 および上 10・11 は、上 09 の對話を起點に、關聯する表現をもつ章を順次附加していったものと思われる。

上 12 ～ 14 は理想的な「民」への教化のありかたが語られる。上 14 では「善教民愛之」「善教得民心」といった「善教」が主題だが、「善教」が有効であるのは、これを受容する先天的な徳性が「民」に内在しているからである。上 15 はそれを「良能」「良知」と稱する。そうした内在的な徳性がとりわけすぐれていたのが舜であり、上 16 は「善言」「善行」に感應する舜のありさまが述べられている。上 17 「無爲其所不爲、無欲其所不欲、如此而已矣」が、『論語』顔淵「己所不欲、勿施於人」を踏まえたものであることは明らかだろうが、これも、人間に普遍的な内在的徳性への信賴を前提として

いる。上 18「人之有德慧術知者、恆存乎疾疾。獨孤臣孽子、其操心也危、其慮患也深、故達」も、逆境にあるものこそ「達」しやすいとして、人間の内發的動機を重視する。

上 19「達可行於天下而後行之者也」は上 18と「達」を共有する。上 19の「大人」は上 20・21の「君子」に当たる。上 21には「定四海之民」とあるが、上 22・23は、それを具體的に示している。

上 23「聖人治天下」・上 24「遊於聖人之門者難爲言」は「聖人」を共有する。上 24には、「君子之志於道也、不成章不達」とあり、「成章」は『論語』公冶長「子在陳曰、「歸與。歸與。吾黨之小子狂簡、斐然成章、不知所以裁之。」」に見える。この一節については、下 37 に、

萬章問曰、「孔子在陳曰、「盍歸乎來。吾黨之士狂簡、進取、不忘其初。」孔子在陳、何魯魯之狂士。」孟子曰、「孔子「不得中道而與之、必也狂狷乎。狂者進取、狷者有所不爲也」。孔子豈不欲中道哉。不可必得、故思其次也。」

とあるように、孟子は『論語』子路「子曰、「不得中行而與之、必也狂狷乎。狂者進取、狷者有所不爲也。」」を引用して「中道」を論じている。「成章」は「狂簡」を介して「中道」を聯想させるものだったのである。上 26は楊子・墨子を兩極端として批判し、その「中」を執ることを主張するものであり、「中道」との聯想で上 24のあとに置かれたものであろう。楊子・墨子をともに批判することは、滕文公下 09に「能言距楊墨者、聖人之徒也」と見え、「聖人之徒」との聯想から、「舜之徒」「黜之徒」を含む上 25が挿入されたものであろう。上 27「飢者甘食、渴者甘飲、是未得飲食之正也、飢渴害之也」の「正」は上 26の「中」に当たり、上 28「柳下惠不以三公易其介」・上 29「有爲者辟若掘井、掘井九仞而不及泉、猶爲棄井也」もそれぞれ「中道」に通ずる行爲の基準を論ずるものである。

上 30「堯舜、性之也。湯武、身之也。五霸、假之也」は、公孫丑上 03「以力假仁者霸、霸必有國、以德行仁者王、王不待大」に似るが、「王者」を堯舜と湯武に細分する點に思想の深化が認められる*51。上 13に「霸者之民」「王者之民」を對比することに呼應する。上 14～29が二次的に挿入されたものであろう。上 31は、公孫丑の問いに答えて、孟子が伊尹の太甲追放を、「有伊尹之志、則可。無伊尹之志、則篡也」と評價する

*51 『孟子』盡心下 33「堯舜、性者也。湯武、反之也」も堯舜・湯武を區別する。

對話だが、「志」無くして行うことが上 30 の「假」に他ならない。

以上、上 12～30 は、上 31 の對話に對する附加と考えられる。

上 31～35 のうち、上 34 のみが獨白である。上 34 「不義與之齊國而弗受」は、上 33 「非其有而取之、非義也」と同様であり、また上 34 の不義なら齊國をも受けないという仲子の態度は、上 35 「舜視棄天下、猶棄敝屣也」の舜の態度に同様である。そこで上 33・35 の間に上 34 が挿入されたのであろう。

上 36 「齊王之子」は上 37 「王子」に当たる。上 37 「何其聲之似我君也」は「似」に言及する。上 38 「恭敬而無實」は外見だけの恭敬、上 39 「形色、天性也」もまた外見であり、いずれも「似」と聯想されることから、上 37 に附加されたものであろう。

上 41 は「君子之所以教者五」と、「教」についての獨白だが、ともに對話形式である上 40 「亦教之孝弟而已矣」には「教」が見え、上 42 「大匠不爲拙工改廢繩墨、羿不爲拙射變其彀率」も教育につき論ずる。そのため、上 41 がここに挿入されたものであろう。

上 43 「天下有道」は、上 42 「道則高矣」と「道」を共有するのでここに附加されたものであろう。

上 44 「滕更之在門也、若在所禮。而不答、何也」は上 41 「有答問者」と「答」を共有する。本來上 41 の直後に置かれていたものであろう。

上 45 「於不可已而已者、無所不已」の「已」は、趙注・邢疏によれば、刑罰を指す。上 46 「親親而仁民」の「仁民」の對概念となる。ついで、上 46・47 は「仁」「愛」を下 01 と共有する。下 02～04 は下 01 と同じく戦争を話題にする。下 05 「梓匠輪輿」は下 04 「革車三百兩」との聯想でここに置かれたものであろう。下 05 「不能使人巧」は使役を話題にする。下 06 「舜之飯糗茹草也、若將終身焉。及其爲天子也、被袵衣、鼓琴、二女果、若固有之」の舜は他者に使役されないありがたを示し、下 07 「殺人之父、人亦殺其父」は他人を使役して自らの父を殺させるようなものだといひ、下 08 「古之爲關也、將以禦暴」は他人に「暴」をさせないことをいひ、下 09 「身不行道、不行於妻子」は妻子に道を行わせることをいひ、下 06～09 は下 05 に附加されたものとなり、つまり、上 45～47 および下 02～09 は下 01 の對話形式に附加されたものといえる。

下 11 「能讓千乘之國」は下 15 の伯夷と呼應する。下 11 「好名」との聯想で、「周于

利者」を含む下 10 が附加され、また下 11 の讓國との聯想で、「則國空虛」を含む下 12、「不仁而得國者」を含む下 13、「民爲貴、社稷次之、君爲輕」を含む下 14 が挿入される。下 17 の孔子は、下 15 の「聖人」に呼應し、下 16 「合而言之、道也」は下 17 「去父母國之道也」と「道」を共有する。下 18 および對話形式である下 19 は下 17 とともに孔子を話題にする。

下 20 「今以其昏昏」は下 21 「今茅塞子之心矣」と「今」を共有する。

下 24 「口之於味也」は下 23 「齊饑」との聯想でここに置かれたものであろう。

下 26 「歸、斯受之而已矣」は下 30 「苟以是心至、斯受之而已矣」と表現を共有する。一方で、下 27 「用其三而父子離」は、下 28 「諸侯之寶三」と「三」を共有し、下 29 の盆成括の横死は、下 28 の「殃必及身」に当たる。下 30 の直前に下 26 が附加されたのち、下 27 ～ 29 が挿入されたものであろう。

下 31 「人能充無受爾汝之實」は下 30 と「受」を共有し、下 32 「言近而指遠者、善言也」は下 31 「士未可以言而言、是以言餽之也。可以言而不言、是以不言餽之也、是皆穿踰之類也」と「言」を共有し、下 32・33 はともに「君子」を、下 34 はさらに「大人」を話題とする。下 35 「寡欲」は下 34 「堂高數仞、榱題數尺」などの奢侈の對概念である。下 31 ～ 35 は下 30 に附加されたものといえる。

下 38 「由堯舜至於湯、五百有餘歲、…」の獨白が『孟子』全篇の掉尾を飾るものとしてここに置かれたことはいうまでもない。下 38 に孔子が見えるところから、曾子および孔子の見える下 36・37 がその前に置かれたものであろう。

以上、本章の議論を整理すれば、各篇が記述している時代はおおよそ下圖のようになろう。

	宋	滕	梁	齊	
梁惠王					
公孫丑					
滕文公					
離婁					
萬章					
告子					—
盡心					—

四

本章では、前章で推定した『孟子』各篇章の年代観に基づいて孟子の経歴をたどりつつ、その仕官に関する議論を概観する。

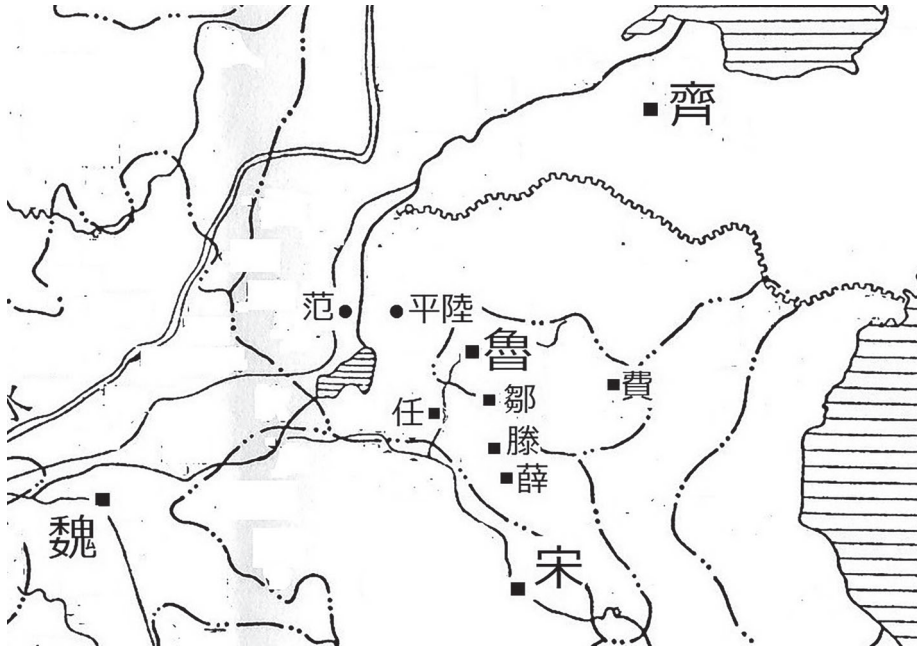
1 遊歴開始

上述の如く、滕文公下 05「宋、小國也。今將行王政」は 328BC の宋君偃稱王を指すものと推定されるので、下 01～04 は、宋に至る以前の状況を伝えるものとなる。02 では公孫衍・張儀が見えるが、上述の如く、六國年表によれば、公孫衍が秦の大良造となったのが 333BC、張儀が同じく秦の相となったのが 328BC である。孟子の遊歴は 328BC 頃に始まるものとなろう。下 04「後車數十乘、從者數百人、以傳食於諸侯」とあるように、孟子はすでに數百人の從者を擁し、諸侯の「傳食」を利用しう程度の名聲を得ていた。

孟子が遊歴を開始した頃の状況として注目されるのが、334BC の齊魏徐州の會である。齊威王・魏惠王は王號を相互に承認し、周王朝およびその認證した秦惠文王の霸權を否定した。春秋期以來の周王朝・霸者を戴く政治社會秩序が終焉し、新しい「王」たちが出現したのである。齊魏稱王に對し、333BC、楚がこれを牽制すべく出兵し、徐州を包圍する。『史記正義』孟嘗君列傳「紀年云梁惠王三十年（340BC）、下邳遷于薛、改名徐州」に見えるように、徐州は薛である。孟子の本國である鄒のほか*52、『孟子』

*52 『史記』孟子荀卿列傳「孟軻、騶人也」。なお、趙岐「孟子題辭」「孟子、鄒人也。名軻、字則未聞也。鄒本春秋邾子之國、至孟子時改曰鄒矣。國近魯、後爲魯所并。又言邾爲楚所并、非魯也。今鄒縣是也。或曰、「孟子、魯公族孟孫之後、故孟子仕於齊、喪母而歸葬於魯也。三桓子孫、旣以衰微、分適他國。」の引く或説では孟子を魯の卿・孟孫氏の子孫とする。公孫丑下 07「孟子自齊葬於魯」によれば孟子の族墓は魯にあり、孟子の祖先が魯人であったことは確かであろう。『禮記』檀弓下「悼公之喪、季昭子問於孟敬子曰、「爲君何食。」敬子曰、「食粥、天下之達禮也。吾三臣者之不能居公室也、四方莫不聞矣。勉而爲瘠、則吾能、毋乃使人疑夫不以情居瘠者乎哉。我則食食。」」によれば、魯悼公（467-431BC）が卒した際にはなお季昭子・孟敬子ら三桓（「三臣」）が執政をつとめていた。ついで『韓非子』說林上「魯季孫新弑其君、吳起仕焉。或謂起曰、「夫死者、始死而血、已血而靦、已靦而灰、已灰而土、及其土也、無可爲者矣。今季孫乃始血、其母乃未可知也。」吳起因去之晉」によれば、魯元公（430-410BC）は季氏に弑殺され、ここに示唆されるように、季氏はほどなく魯の卿位を失った。采邑の費で自立したものであり、萬章下 03「費惠公曰、「吾於子思、則師之矣。吾於顔般、則友之矣。王順・長息則事我者也。」」の費惠公は、ごく早い時期の費君である。ついで六國年表・齊宣公四十八

に見える魯・滕・任・費・薛・宋などは「泗上十二諸侯」と汎稱され、一つの地域をなしていた*53。334-333BCの徐州をめぐる事件は、孟子の眼前で展開したのであり、孟子の遊歴開始の一つの動機となったことは容易に推測される。



孟子の足跡が確認されるのは、「泗上」に加え、その北方の齊と西方の魏である。滕文公下 04「後車數十乘」は、陸路の移動を示すが、『史記』河渠書

自是之後、滎陽下引河東南爲鴻溝、以通宋・鄭・陳・蔡・曹・衛、與濟・汝・淮・泗會。

は、大梁と泗水を結ぶ水路を傳えており、孟子の魏への遊歴に水路が用いられた可能性を否定することはできない。いずれにせよ、確認しうる限り、孟子の足跡は泗水以東、

年(408BC)「四十八 取魯鄆」では孟氏の采邑である成(鄆)が齊に攻略されており、この結果、孟氏も没落したものであろう。魯穆公(409-377BC)の時には、告子下 06「魯繆公之時、公儀子爲政、子柳・子思爲臣、魯之削也滋甚」とあるように三桓はすでに一掃されている。萬章下 03「孟獻子、百乘之家也、有友五人焉。樂正裘・牧仲、其三人、則予忘之矣。獻子之與此五人者友也、無獻子之家者也。此五人者、亦有獻子之家、則不與之友矣」には孟獻子に関する独自の傳承が見え、あるいは孟子を孟氏の子孫とすることの傍證たりえよう。なお季氏の滅亡については、吉本 2016 を参照。

*53 楊寬 1997。宋が彭城に遷都していたことは、錢穆 1956:99 [附] 戰國時宋都彭城考を参照。

濟水以南に限られており、2世紀ほど遡った孔子の遊歴に比べるとその範囲は却って狭小である。『史記』仲尼弟子列傳に「孔子既没、子夏居西河教授、爲魏文侯師」とあるように、濟水以北では、同じく儒家でも子夏の系統がつとに魏文侯（445-396BC）の頃より活躍しており*54、曾參・子思の系統の孟子が進出する餘地が無かったということかもしれない。

孟子が仕官を目標としたことは、滕文公下 03

周霄問曰、「古之君子仕乎。」孟子曰、「仕。傳曰、「孔子三月無君、則皇皇如也、出疆必載質。」公明儀曰、「古之人三月無君則弔。」「三月無君則弔、不以急乎。」曰、「士之失位也、猶諸侯之失國家也。禮曰、「諸侯耕助、以供粢盛。夫人蠶繅、以爲衣服。犧牲不成、粢盛不潔、衣服不備、不敢以祭。惟士無田、則亦不祭。」牲殺器皿衣服不備、不敢以祭、則不敢以宴、亦不足弔乎。」「出疆必載質、何也。」曰、「士之仕也、猶農夫之耕也、農夫豈爲出疆舍其耒耜哉。」

に明らかである。それは、同時期の萬章篇に「仕」に関する記述が多く見えることにも傍證される。すなわち、萬章下 01 は、伯夷・伊尹・柳下惠・孔子の仕官のありかたを比較するものだが、孔子について、

孔子之去齊、接淅而行。去魯、曰、「遲遲吾行也。」去父母國之道也。可以速而速、可以久而久、可以處而處、可以仕而仕、孔子也。

と見える。

曰、「…孔子之仕於魯也、魯人獵較、孔子亦獵較。獵較猶可、而況受其賜乎。」曰、「然則孔子之仕也、非事道與。」曰、「事道也。」「事道奚獵較也。」曰、「孔子先簿正祭器、不以四方之食供簿正。」曰、「奚不去也。」曰、「爲之兆也。兆足以行矣、而不行、而後去、是以未嘗有所終三年淹也。孔子有見行可之仕、有際可之仕、有公養之仕也。於季桓子、見行可之仕也。於衛靈公、際可之仕也。於衛孝公、公養之仕也。」（萬章下 04）

仕非爲貧也、而有時乎爲貧。娶妻非爲養也、而有時乎爲養。爲貧者、辭尊居卑、辭富居貧。辭尊居卑、辭富居貧、惡乎宜乎。抱關擊柝。孔子嘗爲委吏矣、曰「會

*54 錢穆 1956：38 子夏居西河教授爲魏文侯師考・39 子夏居西河在東方河濟之間不在西土龍門汾州辨。

計當而已矣」。嘗爲乘田矣、曰「牛羊茁壯、長而已矣」。位卑而言高、罪也。立乎人之本朝、而道不行、恥也。」(萬章下 05)

も孔子の「仕」に言及する。

上掲滕文公下 03 には引き續き、

曰、「晉國亦仕國也、未嘗聞仕如此其急。仕如此其急也、君子之難仕、何也。」曰、「丈失生而願爲之有室、女子生而願爲之有家。父母之心、人皆有之。不待父母之命、媒妁之言、鑽穴隙相窺、踰牆相從、則父母國人皆賤之。古之人未嘗不欲仕也、又惡不由其道。不由其道而往者、與鑽穴隙之類也。」

とあり、孟子は、仕官が然るべき「道」に由るべきことを主張した。滕文公下 01 「如枉道而從彼、何也」にも「道」という表現が用いられている。「君子之難仕」とあるように、孟子はなかなか仕官しなかった。そうした姿勢は、滕文公下 01・07 および萬章下 07 に「不見諸侯」と表現されている。滕文公下 07 「古者不爲臣不見」や萬章下 07

萬章曰、「敢問不見諸侯、何義也。」孟子曰、「在國曰市井之臣、在野曰草莽之臣、皆謂庶人。庶人不傳質爲臣、不敢見於諸侯、禮也。」萬章曰、「庶人、召之役、則往役。君欲見之、召之、則不往見之、何也。」曰、「往役、義也。往見、不義也。且君之欲見之也、何爲也哉。」曰、「爲其多聞也、爲其賢也。」曰、「爲其多聞也、則天子不召師、而況諸侯乎。爲其賢也、則吾未聞欲見賢而召之也。…」

によれば、「臣」でないものは、「君欲見之、召之、則不往見之」とあるように、國君が召しても出向かないのであり、まして滕文公下 01

孟子曰、「昔齊景公田、招虞人以旌、不至、將殺之。志士不忘在溝壑、勇士不忘喪其元。孔子奚取焉。取非其招不往也、如不待其招而往、何哉。…」

に「如不待其招而往、何哉」とあるように、召されもしないのにこちらから出向くなどは論外である。

一方、萬章下 07 に

萬章曰、「孔子、君命召、不俟駕而行。然則孔子非與。」曰、「孔子當仕有官職、而以其官召之也。」

とあるように一旦、「仕」えて「官職」を有するものは、國君が召せばただちに出頭する。萬章下 06

萬章曰、「士之不託諸侯、何也。」孟子曰、「不敢也。諸侯失國、而後託於諸侯、禮也。士之託於諸侯、非禮也。」萬章曰、「君餽之粟、則受之乎。」曰、「受之。」「受之何義也。」曰、「君之於氓也、固周之。」曰、「周之則受、賜之則不受、何也。」曰、「不敢也。」曰、「敢問其不敢何也。」曰、「抱關擊柝者、皆有常職以食於上。無常職而賜於上者、以爲不恭也。」

においても「常職」の有無が國君との関係を決定的に區別するのである。

萬章下 07 も滕文公上 01 と同じ説話を引くが、

齊景公田、招虞人以旂、不至、將殺之。志士不忘在溝壑、勇士不忘喪其元。孔子奚取焉。取非其招不往也。」曰、「敢問招虞人何以。」曰、「以皮冠。庶人以旂、士以旂、大夫以旂。以大夫之招招虞人、虞人死不敢往。以士之招招庶人、庶人豈敢往哉。況乎以不賢人之招招賢人乎。欲見賢人而不以其道、猶欲其入而閉之門也。…」

と、こちらは國君の側が「道」を以て賢人に見えることを主張する*55。滕文公下 07

公孫丑問曰、「不見諸侯、何義。」孟子曰、「古者不爲臣不見。段干木踰垣而辟之、泄柳閉門而不內、是皆已甚。迫、斯可以見矣。陽貨欲見孔子而惡無禮、大夫有賜於士、不得受於其家、則往拜其門。陽貨矚孔子之亡也、而饋孔子蒸豚。孔子亦矚其亡也、而往拜之。當是時、陽貨先、豈得不見。曾子曰、「脅肩諂笑、病于夏畦。」子路曰、「未同而言、觀其色赧赧然、非由之所知也。」由是觀之、則君子之所養可知已矣。」

では、國君との関係を全く拒んだ段干木*56・泄柳*57 を「已甚」とし、「迫、斯可以見矣」として、陽虎が孔子に見えるべく蒸豚を饋った事例*58 を挙げる。

國君は賢人をまずは「師」とせねばならない。萬章下 03

*55 この説話は、『左傳』昭二十「十二月、齊侯田于沛、招虞人以弓、不進。公使執之、辭曰、「昔我先君之田也、旂以招大夫、弓以招士、皮冠以招虞人。臣不見皮冠、故不敢進。」乃舍之。仲尼曰、「守道不如守官。」君子韙之」(杜預注「君招當往、道之常也。非物不進、官之制也」)に見える。

*56 段干木については、錢穆 1956 : 40 魏文侯禮賢考を参照。

*57 泄柳については、錢穆 1956 : 48 魯繆公禮賢考を参照。

*58 滕文公下 07 の記述は、『論語』陽貨「陽貨欲見孔子、孔子不見、歸孔子豚。孔子時其亡也、而往拜之、遇諸塗。謂孔子曰、「來。予與爾言。」曰、「懷其寶而迷其邦、可謂仁乎。」曰、「不可。」「好從事而亟失時、可謂知乎。」曰、「不可。」「日月逝矣、歲不我與。」孔子曰、「諾。吾將仕矣。」の下線部分を潤色している。

費惠公曰、「吾於子思、則師之矣。吾於顔般、則友之矣。王順、長息則事我者也。」非惟小國之君爲然也、雖大國之君亦有之。晉平公之於亥唐也、入云則入、坐云則坐、食云則食。雖疏食菜羹、未嘗不飽、蓋不敢不飽也。然終於此而已矣。弗與共天位也、弗與治天職也、弗與食天祿也、士之尊賢者也、非王公之尊賢也。…」

はそうした事例である。ちなみに萬章篇は、

曰、「君餽之、則受之、不識可常繼乎。」曰、「繆公之於子思也、亟問、亟餽鼎肉。子思不悅。於卒也、標使者出諸大門之外、北面稽首再拜而不受。曰、「今而後知君之犬馬畜伋。」蓋自是臺無餽也。悅賢不能舉、又不能養也、可謂悅賢乎。」曰、「敢問國君欲養君子、如何斯可謂養矣。」曰、「以君命將之、再拜稽首而受。其後廩人繼粟、庖人繼肉、不以君命將之。子思以爲鼎肉、使己僕僕爾亟拜也、非養君子之道也。…」(萬章下 06)

繆公亟見於子思、曰、「古千乘之國以友士、何如。」子思不悅、曰、「古之人有言、曰事之云乎、豈曰友之云乎。」子思之不悅也、豈不曰、「以位、則子、君也。我、臣也。何敢與君友也。以德、則子事我者也。奚可以與我友。」千乘之君求與之友、而不可得也、而況可召與。(萬章下 07)

と、子思と魯穆公(409-377BC)の逸話を載せる^{*59}。いずれも國君の賢者に對する姿勢を論じたものである。

孟子は、國君が「賢」である自身を「師」とし出向いてくることを要望した。まずは君の「師」となり、一定の條件を満たした上で「臣」となるという仕官のありかたを孟子は主張したのである。萬章上 07

萬章問曰、「人有言「伊尹以割烹要湯」有諸。」孟子曰、「否、不然。伊尹耕於有莘之野、而樂堯舜之道焉。非其義也、非其道也、祿之以天下、弗顧也。繫馬千駟、弗視也。非其義也、非其道也、一介不以與人、一介不以取諸人、湯使人以幣聘之、鬻鬻然曰、「我何以湯之聘幣爲哉。我豈若處畎畝之中、由是以樂堯舜之道哉。」湯三使往聘之、旣而幡然改曰、「與我處畎畝之中、由是以樂堯舜之道、吾豈若使是君爲堯舜之君哉。吾豈若使是民爲堯舜之民哉。吾豈若於吾身親見之哉。天之生此民也、

*59 そのほか、公孫丑下 11「昔者魯繆公無人乎子思之側、則不能安子思。泄柳・申詳、無人乎繆公之側、則不能安其身」がある。子思については、錢穆 1956: 48 魯繆公禮賢考を參照。

使先知覺後知、使先覺覺後覺也。予、天民之先覺者也。予將以斯道覺斯民也。非予覺之、而誰也。」思天下之民匹夫匹婦有不被堯舜之澤者、若已推而內之溝中。其自任以天下之重如此、故就湯而說之以伐夏救民。吾未聞枉己而正人者也、況辱己以正天下者乎。聖人之行不同也、或遠或近、或去或不去、歸潔其身而已矣。吾聞其以堯舜之道要湯、未聞以割烹也。伊訓曰、「天誅造攻自牧宮、朕載自亳。」

では、湯の三度にわたる招聘を経て、伊尹はようやく湯に會見する。この記述は、「伊尹以割烹要湯」という通説を否定した上で、孟子にとっての理想的な仕官を描いたものである。記述には『書』の引用を彷彿させる古雅さは全く認められず、孟子の全くの創作である可能性さえ否定できない。

逆に、萬章上 07「伊尹以割烹要湯」および萬章上 09

萬章問曰、「或曰、「百里奚自鬻於秦養牲者、五羊之皮、食牛、以要秦穆公。」信乎。」孟子曰、「否、不然。好事者爲之也。百里奚、虞人也。晉人以垂棘之璧與屈產之乘、假道於虞以伐虢。宮之奇諫、百里奚不諫。知虞公之不可諫而去、之秦、年已七十矣、曾不知以食牛干秦穆公之爲汙也、可謂智乎。不可諫而不諫、可謂不智乎。知虞公之將亡而先去之、不可謂不智也。時舉於秦、知穆公之可與有行也而相之、可謂不智乎。相秦而顯其君於天下、可傳於後世、不賢而能之乎。自鬻以成其君、鄉黨自好者不爲、而謂賢者爲之乎。」

に見える「百里奚自鬻於秦養牲者、五羊之皮、食牛、以要秦穆公」の如く、自身を賤者に貶めることで、國君に「要」める機会を獲得するといったありかたは「不待其招而往」にほかならないのであって、孟子の正に忌避するところであった*60。

*60 ちなみに、「百里奚、虞人也」以下も孟子の創作であるらしい。「晉人以垂棘之璧與屈產之乘、假道於虞以伐虢。宮之奇諫」は、『左傳』僖二「晉荀息請以屈產之乘與垂棘之璧、假道於虞以伐虢。…虞公許之、且請先伐虢。宮之奇諫、不聽、遂起師」に取材するが、『左傳』では、僖十三「冬、晉薦饑、使乞糴于秦。秦伯謂子桑、「與諸乎。」對曰、「重施而報、君將何求。重施而不報、其民必攜。攜而討焉、無眾必敗。」謂百里、「與諸乎。」對曰、「天災流行、國家代有。救災恤鄰、道也。行道有福。」丕鄭之子豹在秦、請伐晉。秦伯曰、「其君是惡、其民何罪。」秦於是乎輸粟于晉、自雍及絳相繼、命之曰「汎舟之役」。」に秦穆公の賢大夫として「百里」が見えるのみで、「百里奚」は見えず、虞との関係も見えない。ここで想起されるのが、『左傳』閔二「二年春、虢公敗犬戎于涇汭。舟之僑曰、「無德而祿、殃也。殃將至矣。」遂奔晉」に見える虢の大夫・舟之僑が晉に奔ったという記述である。舟之僑のちに晉文公に仕えている（『左傳』僖二十八）。舟之僑の事蹟を換骨奪胎したものが、虞人・百里奚であったと考える。戦國後期

滕文公下 02

景春曰、「公孫衍、張儀豈不誠大丈夫哉。一怒而諸侯懼、安居而天下熄。」孟子曰、「是焉得爲大丈夫乎。子未學禮乎。丈夫之冠也、父命之。女子之嫁也、母命之、往送之門、戒之曰、「往之女家、必敬必戒、無違夫子。」以順爲正者、妾婦之道也。居天下之廣居、立天下之正位、行天下之大道。得志與民由之、不得志獨行其道。富貴不能淫、貧賤不能移、威武不能屈。此之謂大丈夫。」

は、直接には、公孫衍・張儀の國君への仕官のありかたを「以順爲正者、妾婦之道也」と、同じく自らを貶めるものとして批判するのである。

孟子がなかなか仕官しなかった今一つの理由として、「主」の問題があろう。萬章上 08

萬章問曰、「或謂孔子於衛主癰疽、於齊主侍人瘠環、有諸乎。」孟子曰、「否、不然也。好事者爲之也。於衛主顔雝由。彌子之妻與子路之妻、兄弟也。彌子謂子路曰、「孔子主我、衛卿可得也。」子路以告。孔子曰、「有命。」孔子進以禮、退以義、得之不得曰「有命」。而主癰疽與侍人瘠環、是無義無命也。孔子不悅於魯衛、遭宋桓司馬將要而殺之、微服而過宋。是時孔子當阨、主司城貞子、爲陳侯周臣。吾聞觀近臣、以其所爲主。觀遠臣、以其所主。若孔子主癰疽與侍人瘠環、何以爲孔子。」

は、孔子に關する逸話として語られているが、國君に近いものを「主」と仰ぎ、その仲介によって仕官することは、戰國期の逸話にも散見するところであり、何より「吾

以降の諸文獻における百里奚を虞人とする言説は、『孟子』の影響を受けたものと覺しいが、注目に値するのは、『史記』商君列傳「趙良曰、「夫五殺大夫、荆之鄙人也。聞秦繆公之賢而願望見、行而無資、自粥於秦客、被褐食牛。期年、繆公知之、舉之牛口之下、而加之百姓之上、秦國莫敢望焉。相秦六七年、而東伐鄭、三置晉國之君、一救荆國之禍。發教封內、而巴人致貢。施德諸侯、而八戎來服。由余聞之、款關請見。五殺大夫之相秦也、勞不坐乘、暑不張蓋、行於國中、不從車乘、不操干戈、功名藏於府庫、德行施於後世。五殺大夫死、秦國男女流涕、童子不歌謠、春者不相杵。此五殺大夫之德也。…」の「五殺大夫」であり、こちらは「百里奚自鬻於秦養牲者、五羊之皮、食牛、以要秦穆公」に相當する。「荆之鄙人」であって虞とは無關係である。「楚」を避諱して「荆」を用いることは、『呂氏春秋』『韓非子』と同様、始皇帝時代の抄寫に由來する材料となろう（避諱については、吉本1989を参照）。さらに指摘すべきは、孟子致仕後の言説である告子下15「舜發於畎畝之中、傳說舉於版築之間、膠鬲舉於魚鹽之中、管夷吾舉於士、孫叔敖舉於海、百里奚舉於市」である（類似の言説については、吉本2005aを参照）。「百里奚舉於市」は巷説を不注意にも用いたものであり、虞人・百里奚が孟子の創作であることを傍證する。

聞觀近臣、以其所爲主。觀遠臣、以其所主」とあるように同時代的な問題であった。國君の「師」たるべき賢者を自任するほどの孟子が、「主」に仰ぎうる人物を獲得することはそも困難であった。

2 宋

孟子は 328BC 以降、一定期間にわたって宋に滞在したが、宋王偃との會見は伝えられていない。會見があったのなら、梁惠王篇に載ったはずである。滕文公下 06

孟子謂戴不勝曰、「子欲子之王之善與。我明告子。有楚大夫於此、欲其子之齊語也、則使齊人傳諸。使楚人傳諸。」曰、「使齊人傳之。」曰、「一齊人傳之、眾楚人咻之、雖日撻而求其齊也、不可得矣。引而置之莊嶽之間數年、雖日撻而求其楚、亦不可得矣。子謂薛居州、善士也。使之居於王所。在於王所者、長幼卑尊、皆薛居州也、王誰與爲不善。在王所者、長幼卑尊、皆非薛居州也、王誰與爲善。一薛居州、獨如宋王何。」

は、王の傳を増員するように勧めたものだが、あるいは自らを「師」とすることを暗に求めたものであろう。宋王偃（338-286BC）は 328BC に王號を稱したのち、286BC、齊に滅ぼされるまで 43 年間の長期にわたって在位する。孟子が宋にあった 328BC にはなお弱年だったと思われ、傳に關する對話もそのことを傍證している。

孟子の宋における仕官は失敗したが、滕文公上 01「滕文公爲世子、將之楚、過宋而見孟子。孟子道性善、言必稱堯舜。世子自楚反、復見孟子」にうかがわれるように、學匠としての活動は旺盛であった。

梁惠王上 07「海内之地方千里者九」の天下方三千里説は天下の大小を明示した最初の言説である。天下を「九州」とみなすことは、宋襄公（650-637BC）の時の詩篇とされる『詩』商頌/玄鳥に「奄有九有」が、齊靈公（581-554BC）に仕えた宋人の子孫たる叔夷の制作した鐘（15552-15564）・罇（15829）の銘文に「咸有九州」が見え、天下の中心に位置する王畿を方千里とすることは玄鳥に「王畿千里」と見える。孟子の天下方三千里九州説は、これら春秋時代に遡る王畿方千里説・天下九州説を結合したものであり、これらがいずれも宋人の間に傳承されていたこと、おそらくは 328BC の稱王に際して、宋の自國に對する歴史認識が再確認されたであろうことを考えるならば、

孟子の天下方三千里九州説は宋に滞在した際に形成されたものと思われる*61。

萬章下 02「天子之制、地方千里、公侯皆方百里、伯七十里、子男五十里、凡四等」の四等説は、天子方千里説から派生したものと思われるが、滕文公上 01「今滕、絶長補短、將五十里也」は、四等説が宋にあった時期に成立していたことを示す。

さらに井田制は、方三千里九州を 3000 分の 1 に縮小したものにはかならない。滕文公下 08「戴盈之曰、什一、去關市之征」の「什一」は、滕文公上 03「國中什一使自賦」に井田制と一聯の言説として見えている。井田制説もまた宋において形成されたものであることをうかがわせる。

今一つ留意しておきたいのは、滕文公篇・萬章篇における、湯及び殷王朝に対する記述の充實である。湯については、滕文公下 05

湯居亳、與葛爲鄰、葛伯放而不祀。湯使人問之曰、「何爲不祀。」曰、「無以供犧牲也。」湯使遺之牛羊。葛伯食之、又不以祀。湯又使人問之曰、「何爲不祀。」曰、「無以供粢盛也。」湯使亳衆往爲之耕、老弱饋食、葛伯率其民、要其有酒食黍稻者奪之、不授者殺之。有童子以黍肉餉、殺而奪之。書曰、「葛伯仇餉。」此之謂也。爲其殺是童子而征之、四海之內皆曰、「非富天下也、爲匹夫匹婦復讎也。」湯始征、自葛載。」十一征而無敵於天下。東面而征、西夷怨。南面而征、北狄怨。曰、「奚爲後我。」民之望之、若大旱之望雨也。歸市者弗止、芸者不變、誅其君、弔其民、如時雨降、民大悅。書曰、「徯我后、后來其無罰。」

があり*62、伊尹については、上述の如く、萬章上 07 に「萬章問曰、「人有言、「伊尹以割烹要湯」、有諸。」孟子曰、「否、不然。…」」という書き出しで、その登用に關する具體的な記述が見え、萬章下 01 は伊尹を伯夷・柳下惠・孔子と並列する。また萬章上 06

伊尹相湯以王於天下、湯崩、太丁未立、外丙二年、仲壬四年、太甲顛覆湯之典刑、伊尹放之於桐、三年、太甲悔過、自怨自艾、於桐處仁遷義、三年、以聽伊尹之訓己也、復歸于亳、

*61 吉本 2005b・2007 を參照。

*62 この故事は、梁惠王下 03・下 11 の齊宣王との對話や盡心下 04 の獨白においても用いられている。

では伊尹の太甲追放と復位に関する記述が見える。『竹書紀年』は太甲が伊尹を攻殺したとするのであり*63、伊尹による太甲復位は『孟子』の創作である可能性がある。

こうした殷王朝に関する記述の充實も、328BCの稱王において宋が再構築した自國史から取材し、あるいはそれに觸發されて創作されたものであろう*64。

3 鄒

宋における仕官が不調に終わったあと、滕文公上 02「然友之鄒問於孟子」にうかがわれるように、孟子は本國である鄒に戻った。梁惠王下 12「鄒與魯閔。穆公問曰、…」は、梁惠王下 13～15の滕文公との對話の前に置かれており、孟子が宋から鄒に歸國した時期のものとなろう。ここでは孟子が鄒穆公と對話している。孟子の「不見諸侯」が喧傳されたため鄒穆公が孟子のもとに赴いたものであろう。

4 滕

ついで、孟子と滕文公との會見が伝えられる。滕文公は世子の時、楚に聘したが、その往還に二度にわたって宋にあった孟子に會見し（滕文公上 01）、ついで滕定公が卒すると、鄒に歸國していた孟子のもとに大臣・然友を遣わして服喪の禮を問わせ、孟子の教示のとおり服喪を實踐し、四方の弔者の賞賛を得た（滕文公上 02）。滕文公は正に「師」として孟子に對したのであり、孟子にとってまずは理想的な関係がとり結ばれた。その結果、孟子は滕に赴き、滕文公に「爲國」を教示した（滕文公上 03）。上述の如く、梁惠王下 14「滕文公問曰、「齊人將築薛、吾甚恐。如之何則可。」」に見える齊の薛築城は 322BC のことである。滕文公上 04

有爲神農之言者許行、自楚之滕、踵門而告文公曰、「遠方之人聞君行仁政、願受一廛而爲氓。」文公與之處、其徒數十人、皆衣褐、捆屨、織席以爲食。陳良之徒陳相與其弟辛、負耒耜而自宋之滕、曰、「聞君行聖人之政、是亦聖人也、願爲聖人氓。」陳相見許行而大悅、盡棄其學而學焉。

に見えるように、滕文公の施策は「仁政」「聖人之政」との評判を得た。『史記』孟子荀卿列傳「天下方務於合從連衡、以攻伐爲賢、而孟軻乃述唐虞三代之德、是以所如者不合」が孟子の時代錯誤を強調するのは一面的に過ぎよう。そもそも孟子の主張が全

*63 方詩銘・王修齡 1981：殷紀 4。

*64 吉本 2006a を参照。

く非現實で、諸侯もまたこれを一顧だにしなかったのならば、孟子が滕文公下 04「後車數十乘、從者數百人、以傳食於諸侯」の如き遊歷を行いたはずがない。一見迂遠な「仁政」の實踐こそが「王者」への道であることに孟子は成算をもち、諸侯もまたこれを認めていたのである。ところが、「仁政」「聖人之政」が評判となった結果、許行や陳相・陳辛兄弟といった孟子にとって異端の集團が滕に移住してきた。「賢者與民並耕而食、饗飧而治」というかれらの主張に對して、孟子は、

然則治天下獨可耕且爲與。有大人之事、有小事之事。且一人之身、而百工之所爲備。如必自爲而後用之、是率天下而路也。故曰、或勞心、或勞力。勞心者治人、勞力者治於人。治於人者食人、治人者食於人、天下之通義也。

と、社會的分業としての「大人」「勞心者」「治人者」の存在意義を主張する。同様の主張として、滕文公下 02「於此有人焉、入則孝、出則悌、守先王之道、以待後之學者、而不得食於子。子何尊梓匠輪輿而輕爲仁義者哉」が挙げられる*65。

ついで滕文公上 05では墨者夷之との論争が見える。結局のところ、かれら異端が主流を占めるようになり、孟子は滕を去ったものと思われる。

聖王不作、諸侯放恣、處士橫議、楊朱墨翟之言、盈天下、天下之言、不歸楊則歸墨。楊氏爲我、是無君也。墨氏兼愛、是無父也。無父無君。是禽獸也。

と、異端の盛行を堯の時の大洪水や紂の虐政に並ぶ文明史的危機とする滕文公下 09は、年代的には上 05に續くものであろう。大洪水に關わる下 09

當堯之時、水逆行氾濫於中國、蛇龍居之、民無所定、下者爲巢、上者爲營窟。書曰、「洚水警余。」洚水者、洪水也。使禹治之。禹掘地而注之海、驅蛇龍而放之菹、水由地中行、江・淮・河・漢是也。險阻既遠、鳥獸之害人者消、然後人得平土而居之。に、上 05

當堯之時、天下猶未平、洪水橫流、氾濫於天下。草木暢茂、禽獸繁殖、五穀不登、禽獸逼人。獸蹄鳥跡之道、交於中國。堯獨憂之、舉舜而敷治焉。舜使益掌火、益烈山澤而焚之、禽獸逃匿。禹疏九河、濬濟漯、而注諸海。決汝漢、排淮泗、而注

*65 『孟子』盡心上 32「公孫丑曰、「詩曰「不素餐兮」、君子之不耕而食、何也。」孟子曰、「君子居是國也、其君用之、則安富尊榮。其子弟從之、則孝弟忠信。「不素餐兮」、孰大於是」も同様の言説である。

之江、然後中國可得而食也。當是時也、禹八年於外、三過其門而不入、雖欲耕、得乎。后稷教民稼穡。樹藝五穀、五穀熟而民人育。人之有道也、飽食、煖衣、逸居而無教、則近於禽獸。聖人有憂之、使契爲司徒、教以人倫。父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信。放勳曰、「勞之來之、匡之直之、輔之翼之、使自得之、又從而振德之。」

との重複が認められることは、それを傍證する。

5 梁

梁惠王上 01 ~ 05 に魏惠王、上 06 に襄王との會見が見え、孟子が惠王が卒した 319BC に魏にあったことがわかる。魏に關聯して留意すべきは、滕文公下 03 の「晉國亦仕國也、未嘗聞仕如此其急」なる周霄の發言である。趙注は周霄を「魏人」とする。この發言は周霄が自らを介して孟子を惠王に推薦することを暗に仄めかしたものと思われる。一體、孟子が數百人もの從者を連れて、諸侯の「傳食」を利用しえたことなど、諸國の「士」の間にはあらかじめ一定の人的關係が構築されており、諸侯への仕官の手掛かりとなったものと思われる。

6 齊

319BC の魏襄王即位ののちほどなく、孟子は魏を去って齊に赴いた。孟子は例によって、まずは「不見諸侯」の姿勢をとった。離婁上 17

淳于髡曰、「男女授受不親、禮與。」孟子曰、「禮也。」曰、「嫂溺則援之以手乎。」曰、「嫂溺不援、是豺狼也。男女授受不親、禮也。嫂溺援之以手者、權也。」曰、「今天下溺矣、夫子之不援、何也。」曰、「天下溺、援之以道。嫂溺、援之以手。子欲手援天下乎。」

は、淳于髡が孟子の仕官を慫慂したものである。淳于髡は、

宣王喜文學游說之士、自如騶衍・淳于髡・田駢・接予・慎到・環淵之徒七十六人、皆賜列第、爲上大夫、不治而議論。是以齊稷下學士復盛、且數百千人。（『史記』田世家）

於是齊王嘉之、自如淳于髡以下、皆命曰列大夫、爲開第康莊之衢、高門大屋、尊寵之。覽天下諸侯賓客、言齊能致天下賢士也。（『史記』孟子荀卿列傳）

によれば、齊宣王の時の稷下學士の一人であるが*66、ここで注目されるのが、『戰國策』
齊策三

淳于髡一日而見七人於宣王。王曰、「子來、寡人聞之、千里而一士、是比肩而立。百世而一聖、若隨踵而至也。今子一朝而見七士、則士不亦眾乎。」淳于髡曰、「不然。夫鳥同翼者而聚居、獸同足者而俱行。今求柴葫・桔梗於沮澤、則累世不得一焉。及之罍黍・梁父之陰、則鄰車而載耳。夫物各有疇、今髡賢者之疇也。王求士於髡、譬若挹水於河、而取火於燧也。髡將復見之、豈特七士也。」

である。このような逸話が傳承されるほど、淳于髡は宣王に對し、頻繁に「士」を推薦していたのである。

公孫丑上 01「夫子當路於齊」・上 02「夫子加齊之卿相」は、孟子の卿へ登用が期待されていたことを示すものであり、離婁上 13

伯夷辟紂、居北海之濱、聞文王作、興曰、「盍歸乎來。吾聞西伯善養老者。」太公辟紂、居東海之濱、聞文王作、興曰、「盍歸乎來。吾聞西伯善養老者。」二老者、天下之大老也、而歸之、是天下之父歸之也。天下之父歸之、其子焉往。諸侯有行文王之政者、七年之内、必爲政於天下矣。

は、孟子が自らを伯夷・太公に比擬し、七年もあれば天下を統一できるとの抱負を語ったものにほかならない。淳于髡の慫慂はそうした期待を支えるものであったと思われる。加えて、公孫丑上 01

夏后・殷・周之盛、地未有過千里者也、而齊有其地矣。雞鳴狗吠相聞、而達乎四境、而齊有其民矣。地不改辟矣、民不改聚矣、行仁政而王、莫之能禦也。且王者之不作、未有疏於此時者也。民之憔悴於虐政、未有甚於此時者也。飢者易爲食、渴者易爲飲。孔子曰、「德之流行、速於置郵而傳命。」當今之時、萬乘之國行仁政、民之悅之、猶解倒懸也。故事半古之人、功必倍之、惟此時爲然。

に見えるように、「仁政」を行って「王」となることは、大國の齊においてはすぐれて容易と思われた。

滕文公篇・萬章篇では、國君が賢者をまずは「師」と仰ぐべきことがもっぱら主張されたわけだが、公孫丑篇では、さらに「學焉而後臣之」（公孫丑下 02）と國君が賢

*66 錢穆 1956：75 稷下通考・76 孟子不列稷下考。

者を「臣」とすることが説かれるようになり、

仁則榮、不仁則辱。今惡辱而居不仁、是猶惡溼而居下也。如惡之、莫如貴德而尊士、賢者在位、能者在職。國家閒暇、及是時明其政刑。雖大國、必畏之矣。(公孫丑上 04)

尊賢使能、俊傑在位、則天下之士皆悅而願立於其朝矣。市廛而不征、法而不廛、則天下之商皆悅而願藏於其市矣。關譏而不征、則天下之旅皆悅而願出於其路矣。耕者助而不稅、則天下之農皆悅而願耕於其野矣。廛無夫里之布、則天下之民皆悅而願爲之氓矣。信能行此五者、則鄰國之民仰之若父母矣。率其子弟、攻其父母、自生民以來、未有能濟者也。如此、則無敵於天下。無敵於天下者、天吏也。然而不王者、未之有也。(公孫丑上 05)

では、「賢者在位」「俊傑在位」と、賢者を用いた統治機構が主張されるに至る。統治機構への参加が現実味を帯びたことによって、孟子は自らの政治的な姿勢を再確認することになる。すなわち、公孫丑上 02 では、伯夷・伊尹・孔子の、上 09 では伯夷・柳下惠の仕官が比較されている。同様の比較は、萬章下 01 にすでに見え、

伯夷、聖之清者也。伊尹、聖之任者也。柳下惠、聖之和者也。孔子、聖之時者也。孔子之謂集大成。

と孔子を最上とする。公孫丑上 02

曰、「伯夷・伊尹何如。」曰、「不同道。非其君不事、非其民不使。治則進、亂則退、伯夷也。何事非君、何使非民。治亦進、亂亦進、伊尹也。可以仕則仕、可以止則止、可以久則久、可以速則速、孔子也。皆古聖人也、吾未能有行焉。乃所願、則學孔子也。」「伯夷・伊尹於孔子、若是班乎。」曰、「否。自有生民以來、未有孔子也。」も同様に孔子を最上とし、さらに上 09 「伯夷隘、柳下惠不恭。隘與不恭、君子不由也」は伯夷・柳下惠のありかたを明白に否定するに至っている。

孔子への傾倒をより強く強調したのは、上 01

公孫丑問曰、「夫子當路於齊、管仲・晏子之功、可復許乎。」孟子曰、「子誠齊人也、知管仲・晏子而已矣。…」

と、弟子である公孫丑さえもが管仲・晏子を賞賛するといった齊地であって、孟子が孔子の正統であることを主張することで自身を特化したものである。

王の覇に對する優越を主張する上 03「以力假仁者霸、霸必有大國、以德行仁者王、王不待大」は、上 01 の管仲批判に呼應するものであり、梁惠王上 07

齊宣王問曰、「齊桓・晉文之事可得聞乎。」孟子對曰、「仲尼之徒無道桓・文之事者、是以後世無傳焉。臣未之聞也。…」

は、孟子が齊に仕官してのちの發言だが、一層強い調子で覇を批判している。しかしながら、『論語』憲問

子路曰、「桓公殺公子糾、召忽死之、管仲不死。」曰、「未仁乎。」子曰、「桓公九合諸侯、不以兵車、管仲之力也。如其仁。如其仁。」

子貢曰、「管仲非仁者與。桓公殺公子糾、不能死、又相之。」子曰、「管仲相桓公、霸諸侯、一匡天下、民到于今受其賜。微管仲、吾其被髮左衽矣。豈若匹夫匹婦之爲諒也、自經於溝瀆、而莫之知也。」

は、管仲の「仁」は否定するものの、「覇」はむしろ稱揚しており、ほかならぬ孟子にしても、公孫丑下 02

故湯之於伊尹、學焉而後臣之、故不勞而王。桓公之於管仲、學焉而後臣之、故不勞而霸。

では、桓公・管仲を湯・伊尹に比擬している。霸ないし管仲批判は、齊人を特に意識した言説というべきである。

公孫丑下 02 にはさらに

齊人無以仁義與王言者、豈以仁義爲不美也。其心曰「是何足與言仁義也」云爾、則不敬莫大乎是。我非堯舜之道、不敢以陳於王前、故齊人莫如我敬王也。

と見える。齊人が説かない「仁義」「堯舜之道」を宣王に説くことを自らの責務とするという發言は孔子・王道の主張と軌を一にするものである。

一體、戰國中期においては、のちに専制國家の統治機構を構成することになる官僚制はなお未成熟であり、個々の政策は、官僚制的機構に制度的に蓄積された經驗則に基づくものである以上に、軍事・外交・財政などの専門技能をもって隨時登用された人材に負うところが大きかった。離婁上 14

求也爲季氏宰、無能改於其德、而賦粟倍他日。孔子曰、「求非我徒也、小子鳴鼓而

攻之可也。』*67 由此觀之、君不行仁政而富之、皆棄於孔子者也。況於爲之強戰。爭地以戰、殺人盈野。爭城以戰、殺人盈城。此所謂率土地而食人肉、罪不容於死。故善戰者服上刑、連諸侯者次之、辟草萊、任土地者次之。

は、このような専門技能は結局のところ戦争に歸結し、人民を死に追いやる。専門に特化せず、より次元の高い「仁政」を実現すべく、國君を教導することが賢者の當爲であるという主張である。ここに specialist を相對化し generalist を志向する傳統中國における文人官僚の淵源を見出すことができる。

賢者には國君の方から出向くべきことを孟子は主張していたが、公孫丑下 02

孟子將朝王、王使人來曰、「寡人如就見者也、有寒疾、不可以風。朝、將視朝、不識可使寡人得見乎。」對曰、「不幸而有疾、不能造朝。」明日出弔於東郭氏。公孫丑曰、「昔者辭以病、今日弔、或者不可乎。」曰、「昔者疾、今日愈、如之何不弔。」王使人問疾、醫來。孟仲子對曰、「昔者有王命、有采薪之憂、不能造朝。今病小愈、趨造於朝、我不識能至否乎。」使數人要於路、曰、「請必無歸、而造於朝。」不得已而之景丑氏宿焉。

は、「孟子將朝王」という書き出しで始まる。上述の如く、萬章上 07 には、湯が三度使者を遣わしたのちに、伊尹が朝したことが見える。同様の經緯があつて孟子の方から宣王のもとに出向くことになったものであろう。ところが、當日になって、王が寒疾を理由に婉曲に斷つてきた。そこで孟子も病で朝しえないと返答した。翌日、孟子は齊の大夫・東郭氏の弔問に出かけたが、留守中、王が醫を遣わした。留守を預かる孟子の從昆弟・孟仲子が朝する途中などとその場を取り繕ったが、結局、孟子は歸宅もできず、齊の大夫・景子のもとに宿泊した。

景子は「丑見王之敬子也、未見所以敬王也」と孟子を難ずる。以下の對話で、孟子は「故將大有爲之君、必有所不召之臣。欲有謀焉、則就之。其尊德樂道、不如是不足與有爲也」と、自身を「所不召之臣」とする持論をあらためて主張するのである。

とまれこの一件で孟子と宣王の關係が氣まずいものとなったためか、孟子は一時的に齊を離れた。公孫丑下 03

*67 『論語』先進「季氏富於周公、而求也爲之聚斂而附益之。子曰、「非吾徒也。小子鳴鼓而攻之、可也。」」。

陳臻問曰、「前日於齊、王餽兼金一百而不受。於宋、餽七十鎰而受。於薛、餽五十鎰而受。前日之不受是、則今日之受非也。今日之受是、則前日之不受非也。夫子必居一於此矣。」孟子曰、「皆是也。皆適於義也。當在宋也、予將有遠行。行者必以贐、辭曰、「餽贐。」予何爲不受。當在薛也、予有戒心。辭曰、「聞戒。」故爲兵餽之、予何爲不受。若於齊、則未有處也。無處而餽之、是貨之也。焉有君子而可以貨取乎。」

によれば、孟子は、宋・薛においては然るべき理由があるとして「餽」を受けたが、齊を去るに際しては、王の「餽」を受けなかった。趙注は、

我在齊時無事、於義未有所處也。義無所處而饋之、是以貨財取我、欲使我懷惠也。安有君子而可以貨財見取之乎。是其禮當其可也。

と説明する。孟子はいずれは齊に戻り、賢者として待遇されることを期待していたので、「餽」による私的な人的結合関係 (patron-client relationship) の発生を嫌ったのである。

のち、孟子は齊に戻り、崇で宣王と會見したが (公孫丑下 14)、なお「臣」にはならなかった。公孫丑下 05

孟子謂蚺鼃曰、「子之辭靈丘而請士師、似也、爲其可以言也。今既數月矣、未可以言與。」蚺鼃諫於王而不用、致爲臣而去。齊人曰、「所以爲蚺鼃、則善矣。所以自爲、則吾不知也。」公都子以告。曰、「吾聞之也、有官守者、不得其職則去。有言責者、不得其言則去。我無官守、我無言責也、則吾進退、豈不綽綽然有餘裕哉。」

の趙注

官守、居官守職者。言責、獻言之責、諫諍之官也。孟子言人臣居官不得守其職、諫正君不見納者、皆當致仕而去。今我居師賓之位、進退自由、豈不綽綽然舒緩有餘裕乎。綽・裕、皆寬也。

では、孟子は「師賓」の地位にあったとする。「我無官守、我無言責也」とはなお「臣」でない状態をいう。離婁下 31

曾子・子思同道。曾子、師也、父兄也。子思、臣也、微也。曾子・子思易地則皆然。にも「師」「臣」の區別が強調されている。公孫丑下 05 の前に置かれている下 04

孟子之平陸。謂其大夫曰、「子之持戟之士、一日而三失伍、則去之否乎。」曰、「不待三。」「然則子之失伍也亦多矣。凶年饑歲、子之民、老羸轉於溝壑、壯者散而之

四方者、幾千人矣。」曰、「此非距心之所得爲也。」曰、「今有受人之牛羊而爲之牧之者、則必爲之求牧與芻矣。求牧與芻而不得、則反諸其人乎。抑亦立而視其死與。」曰、「此則距心之罪也。」他日、見於王曰、「王之爲都者、臣知五人焉。知其罪者、惟孔距心。爲王誦之。」王曰、「此則寡人之罪也。」

も、孟子が「臣」となる以前となろう。ついで公孫丑下 06

孟子爲卿於齊、出弔於滕、王使蓋大夫王驩爲輔行。王驩朝暮見、反齊滕之路、未嘗與之言行事也。公孫丑曰、「齊卿之位、不爲小矣。齊滕之路、不爲近矣。反之而未嘗與言行事、何也。」曰、「夫旣或治之、予何言哉。」

では、「孟子爲卿於齊」とあり、孟子がようやく「臣」となり、卿に任ぜられたことがわかる。梁惠王篇

齊宣王問曰、「齊桓・晉文之事可得聞乎。」孟子對曰、「仲尼之徒無道桓・文之事者、是以後世無傳焉。臣未之聞也。無以、則王乎。」(梁惠王上 07)

他日見於王曰、「王嘗語莊子以好樂、有諸。」王變乎色、曰、「寡人非能好先王之樂也、直好世俗之樂耳。」曰、「王之好樂甚、則齊其庶幾乎。今之樂猶古之樂也。」曰、「可得聞與。」曰、「獨樂樂、與人樂樂、孰樂。」曰、「不若與人。」曰、「與少樂樂、與眾樂樂、孰樂。」曰、「不若與眾。」「臣請爲王言樂、…」(梁惠王下 01)

齊宣王問曰、「文王之囿方七十里、有諸。」孟子對曰、「於傳有之。」曰、「若是其大乎。」曰、「民猶以爲小也。」曰、「寡人之囿方四十里、民猶以爲大、何也。」曰、「文王之囿方七十里、芻蕘者往焉、雉兔者往焉、與民同之。民以爲小、不亦宜乎。臣始至於境、問國之大禁、然後敢入。臣聞郊關之內有囿方四十里、殺其麋鹿者如殺人之罪。則是方四十里、爲阱於國中。民以爲大、不亦宜乎。」(梁惠王下 02)

齊人伐燕、取之。諸侯將謀救燕。宣王曰、「諸侯多謀伐寡人者、何以待之。」孟子對曰、「臣聞七十里爲政於天下者、湯是也。未聞以千里畏人者也。書曰、「湯一征、自葛始。」天下信之。「東面而征、西夷怨。南面而征、北狄怨。曰、奚爲後我。」民望之、若大旱之望雲霓也。歸市者不止、耕者不變。誅其君而弔其民、若時雨降、民大悅。書曰、「徯我后、后來其蘇。」今燕虐其民、王往而征之。民以爲將拯己於水火之中也、簞食壺漿、以迎王師。若殺其父兄、係累其子弟、毀其宗廟、遷其重器、如之何其可也。天下固畏齊之彊也。今又倍地而不行仁政、是動天下之兵也。王速

出令、反其旄倪、止其重器、謀於燕眾、置君而後去之、則猶可及止也。」(梁惠王下 11)

において孟子が「臣」を自稱することは、それを明示するものである。ちなみに『孟子』には「臣」の自稱はこれら以外には見えない。齊宣王以外に孟子との對話が見える鄒穆公・滕文公・梁惠王・梁襄王について「臣」の自稱を記さないことは、孟子が実際に「臣」とならなかったことを示唆するものとなる。

公孫丑下 06 で、孟子が滕への弔問の正使に任ぜられたのは、かつての滕文公との關係によるものであろう*68。「夫既或治之」とあるように孟子自身は實務に携わらなかった。王驩につき、趙注は

孟子嘗爲齊卿、出弔於滕君、蓋齊下邑也。王以治蓋之大夫王驩爲輔行。輔、副使也。王驩、齊之諂人、有寵於王、後爲右師。孟子不悅其爲人、雖與同使而行、未嘗與之言行事、不願與之相比也。

と説明する。離婁篇には、

樂正子從於子敖之齊。樂正子見孟子。孟子曰、「子亦來見我乎。」曰、「先生何爲出此言也。」曰、「子來幾日矣。」曰、「昔昔。」曰、「昔昔、則我出此言也、不亦宜乎。」曰、「舍館未定。」曰、「子聞之也、舍館定、然後求見長者乎。」曰、「克有罪。」(離婁上 24)

孟子謂樂正子曰、「子之從於子敖來、徒饋啜也。我不意子學古之道、而以饋啜也。」(離婁上 25)

とある。子敖(王驩)が魯に使し、孟子の弟子・樂正子が旅費を節約すべく、王驩の使節團に隨從して齊に至った、孟子が不興を呈した、とある。ついで離婁下 27 に

公行子有子之喪、右師往弔、入門、有進而與右師言者、有就右師之位而與右師言者。孟子不與右師言、右師不悅曰、「諸君子皆與驩言、孟子獨不與驩言、是簡驩也。」孟子聞之、曰、「禮、朝廷不歷位而相與言、不踰階而相揖也。我欲行禮、子敖以我爲簡、不亦異乎。」

*68 錢穆 1956:98 孟子在齊威王時先已遊齊考。季本『孔孟事蹟圖譜』卷三 / 孟子事蹟圖譜論「其與王驩使滕、爲文公之喪也。非大國之君、無使貴卿及介往弔之禮。此固重文公之賢而隆其數。亦孟子欲親往弔以盡存沒始終之大禮」。

とある。まずは蓋大夫であった王驪が中央の大夫級の官職である右師に任ぜられていることが注目される。公孫丑下 05 では、靈丘大夫であった軻鼈が士師に任ぜられている。当時の齊における人事の流動性をうかがわせる。公孫丑下 07 「孟子自齊葬於魯」には孟子が母を葬ったことが見えるが、これに關聯して梁惠王下 16 「前以士、後以大夫」（趙注「喪父時爲士，喪母時爲大夫。」）では、孟子が士から大夫へと身分的上昇を遂げたことを伝える^{*69}。戰國中期の社會的流動性は、水平的にも展開した。ほかならぬ孟子自身をも含めた遊士の移動はその一環である。

孟子の教示により「仁政」を進めた滕文公のもとに、許行や陳相・陳辛兄弟がその「徒」を率いて移住したこと（滕文公上 04）は上述した。梁惠王上 07

今王發政施仁、使天下仕者皆欲立於王之朝、耕者皆欲耕於王之野、商賈皆欲藏於王之市、行旅皆欲出於王之塗、天下之欲疾其君者皆欲赴愬於王。

は、仁政を實現することで、天下の「仕者」「耕者」「商賈」「行旅」が齊に移住することを齊宣王に説いている。

齊宣王との對話において君臣關係に言及するものとして、まずは梁惠王下 07

孟子見齊宣王曰、「所謂故國者、非謂有喬木之謂也、有世臣之謂也。王無親臣矣、昔者所進、今日不知其亡也。」王曰、「吾何以識其不才而舍之。」曰、「國君進賢、如不得已、將使卑踰尊、疏踰戚、可不慎與。左右皆曰賢、未可也。諸大夫皆曰賢、未可也。國人皆曰賢、然後察之。見賢焉、然後用之。左右皆曰不可、勿聽。諸大夫皆曰不可、勿聽。國人皆曰不可、然後察之。見不可焉、然後去之。左右皆曰可殺、勿聽。諸大夫皆曰可殺、勿聽。國人皆曰可殺、然後察之。見可殺焉、然後殺之。故曰、國人殺之也。如此、然後可以爲民父母。」

がある。臣の任免が王の恣意に委ねられているため、世襲の「臣」となすべき「親臣」が無いことが批判され、ついで序列や親疎を考慮しないような「賢」の任免・處刑に

*69 この「大夫」は齊の卿を指すものとなろう。商鞅量（18819）「十八年、齊率卿大夫眾來聘」や『管子』揆度「卿大夫豹飾、列大夫豹幘」からうかがわれるように、卿は「卿大夫」の略稱であり、卿大夫・列大夫が『左傳』などのいわゆる卿・大夫に相當する。また『左傳』の卿を『春秋經』は大夫と稱し、『論語』郷黨「朝、與下大夫言、侃侃如也。與上大夫言、誾誾如也」は卿・大夫を上大夫・下大夫と稱する。『周禮』天官/序官「大宰卿一人、小宰中大夫二人、宰下大夫四人、上士八人、中士十有六人、旅下士三十有二人、府六人、史十有二人、胥十有二人、徒百有二十人」では卿の次が中大夫で、上大夫を卿と稱することを示す。

際しては、左右－諸大夫－國人の意向に従うべきことが主張される。ついで萬章下 09 齊宣王問卿。孟子曰、「王何卿之問也。」王曰、「卿不同乎。」曰、「不同。有貴戚之卿、有異姓之卿。」王曰、「請問貴戚之卿。」曰、「君有大過則諫、反覆之而不聽、則易位。」王勃然變乎色。曰、「王勿異也。王問臣、臣不敢不以正對。」王色定、然後請問異姓之卿。曰、「君有過則諫、反覆之而不聽、則去。」

では、卿を「貴戚之卿」「異姓之卿」に分かつ。國君が諫言を聴かない場合、「貴戚之卿」は國君を交代させる。かれらはアイデアとしての王權に仕えているのである。一方、孟子自身もその一員である「異姓之卿」は諫言が聴かれなければ致仕する。離婁下 03

孟子告齊宣王曰、「君之視臣如手足。則臣視君如腹心。君之視臣如犬馬、則臣視君如國人。君之視臣如土芥、則臣視君如寇讎。」王曰、「禮、爲舊君有服、何如斯可爲服矣。」曰、「諫行言聽、膏澤下於民。有故而去、則君使人導之出疆、又先於其所往。去三年不反、然後收其田里。此之謂三有禮焉。如此、則爲之服矣。今也爲臣。諫則不行、言則不聽。膏澤不下於民。有故而去、則君搏執之、又極之於其所往。去之日、遂收其田里。此之謂寇讎。寇讎何服之有。」

では、臣の致仕を論ずる。

梁惠王下 10・11 および公孫丑下 08・09 は、316-314BC の齊の對燕出兵とその失敗に關わる。『戰國策』燕策一

子之三年、燕國大亂、百姓恫怨。將軍市被、太子平謀、將攻子之。儲子謂齊宣王、「因而仆之、破燕必矣。」王因令人謂太子平曰、「寡人聞太子之義、將廢私而立公、飭君臣之義、正父子之位。寡人之國小、不足先後。雖然、則唯太子所以令之。」太子因數黨聚眾、將軍市被圍公宮、攻子之、不克。將軍市被及百姓乃反攻太子平。將軍市被死已殉、國構難數月、死者數萬眾、燕人恫怨、百姓離意。孟軻謂齊宣王曰、「今伐燕、此文・武之時、不可失也。」王因令章子將五都之兵、以因北地之眾以伐燕。士卒不戰、城門不閉、燕王噲死。齊大勝燕、子之亡。二年、燕人立公子平、是爲燕昭王。

には燕の内亂と齊の出兵が見えるが、孟子が「文・武之時」として出兵を勧めたとする。

梁惠王下 10

齊人伐燕、勝之。宣王問曰、「或謂寡人勿取、或謂寡人取之。以萬乘之國伐萬乘之國、

五旬而舉之、人力不至於此。不取、必有天殃。取之、何如。」孟子對曰、「取之而燕民悅、則取之。古之人有行之者、武王是也。取之而燕民不悅、則勿取。古之人有行之者、文王是也。以萬乘之國伐萬乘之國、簞食壺漿、以迎王師。豈有他哉。避水火也。如水益深、如火益熱、亦運而已矣。」

にも文王・武王が見えることに對應する。儲子は離婁下 32・告子下 05 に、匡章は滕文公下 10・離婁下 30 に見える。

公孫丑下 09「燕人畔。王曰、「吾甚慚於孟子。」」は、對燕出兵の失敗で、宣王との關係が悪化したことを記し、ついで下 10 は「孟子致爲臣而歸」と、孟子の致仕を記す。

他日、王謂時子曰、「我欲中國而授孟子室、養弟子以萬鍾、使諸大夫國人皆有所矜式。子盍爲我言之。」時子因陳子而以告孟子、陳子以時子之言告孟子。孟子曰、「然。夫時子惡知其不可也。如使予欲富、辭十萬而受萬、是爲欲富乎。…」

では、都城（「中國」）に室を設け、孟子をあらためて「師」として迎え、「萬鍾」を支給するという宣王の提案を孟子が斷ったことが見える。趙注

孟子曰、如是、夫時子安能知其不可乎。時子以我爲欲富、故以祿誘我、我往者饗十萬鍾之祿、以大道不行、故去耳。今更當受萬鍾、是爲欲富乎。距時子之言、所以有是云也。

は、ここに見える「萬鍾」を「祿」と解するが、公孫丑下 14

孟子去齊、居休。公孫丑問曰、「仕而不受祿、古之道乎。」曰、「非也。於崇、吾得見王。退而有去志、不欲變、故不受也。繼而有師命、不可以請。久於齊、非我志也。」

によれば、孟子は齊に仕えたが「祿」を受けなかったとある。「祿」については、萬章下 02

北宮錡問曰、「周室班爵祿也、如之何。」孟子曰、「其詳不可得聞也、諸侯惡其害己也、而皆去其籍。然而軻也嘗聞其略也。天子一位、公一位、侯一位、伯一位、子・男同一位、凡五等也。君一位、卿一位、大夫一位、上士一位、中士一位、下士一位、凡六等。天子之制、地方千里、公・侯皆方百里、伯七十里、子・男五十里、凡四等。不能五十里、不達於天子、附於諸侯、曰附庸。天子之卿受地視侯、大夫受地視伯、元士受地視子・男。大國地方百里、君十卿祿、卿祿四大夫、大夫倍上士、上士倍中士、中士倍下士、下士與庶人在官者同祿、祿足以代其耕也。次國地方七十里、

君十卿祿、卿祿三大夫、大夫倍上士、上士倍中士、中士倍下士、下士與庶人在官者同祿、祿足以代其耕也。小國地方五十里、君十卿祿、卿祿二大夫、大夫倍上士、上士倍中士、中士倍下士、下士與庶人在官者同祿、祿足以代其耕也。耕者之所獲、一夫百畝。百畝之糞、上農夫食九人、上次食八人、中食七人、中次食六人、下食五人。庶人在官者、其祿以是爲差。…」

がただちに想起される。天子・諸侯の「祿」は「地」をともなう。卿・大夫も、滕文公下 10「仲子、齊之世家也。兄戴、蓋祿萬鍾」（趙注「孟子言仲子、齊之世卿大夫之家、兄名戴、爲齊卿、食采於蓋、祿萬鍾」）にうかがわれるように、采邑を有していた。また、梁惠王下 05「仕者世祿」とあるように、「祿」は世襲された。

孟子が宣王との初対面の際に、すでに致仕を豫定していたという公孫丑下 14 の發言はよほど割り引いて考えねばなるまい。『禮記』檀弓下には、

仕而未有祿者、君有饋焉曰獻、使焉曰寡君。違而君薨、弗爲服也。

と、「仕而未有祿者」が見え、孫希旦『禮記集解』は、

鄭氏曰、違、去也。弗爲服、以其恩輕也。愚謂位定然後祿之、仕而未有祿、謂初適他國而未有定位、若孟子在齊是也。君有饋、謂有請於此臣也。君不曰賜而曰獻、君使焉、不曰君而曰寡君、去國而君薨、則不爲反服、蓋君不敢以純臣待之、而已亦不以純臣之義自處也、左傳陳成子謂荀寅曰、「將以子之命告寡君」。時荀寅在齊、而成子與之言稱「寡君」、正與此合。

と説明する。孟子は卿に任ぜられたのち、公孫丑下 10 に見えるように、さしあたり「十萬（鍾）」の「饋」を受けた。滕への弔問に派遣され（下 06）、母の葬儀で魯に行き（下 07）*70、ほどなく對燕戦争が始まり（下 08）、ついで致仕したため、祿（采邑）の賜與に及ばなかったということであろう*71。

*70 郝敬『孟子說解』卷四「孟子奉母仕於齊、母卒、王以卿禮含襚、及歸魯三月而葬、反於齊、拜君賜也」は「三月而葬」で齊に戻ったとする。『左傳』隱元「天子七月而葬、同軌畢至。諸侯五月、同盟至。大夫三月、同位至。士踰月、外姻至」の「大夫三月」に当たる。滕文公上 02「五月居廬、未有命戒。百官族人可謂曰知。及至葬、四方來觀之、顔色之戚、哭泣之哀、弔者大悅」の「五月」は「諸侯五月」に当たる。『晉書』禮志中「尚事杜預以爲、「古者天子諸侯、三年之喪、始同齊斬、既葬、除喪服、諒闇以居、心喪終制、不與士庶同禮」に見えるように、天子・諸侯・卿・大夫は「既葬」を以て「除喪」し、政務に復歸する。

*71 崔述『孟子事實錄』「按、前章云「孟子爲卿於齊」、而公孫丑云「仕而不受祿」。孟子既爲卿、

7 致仕以後

齊を致仕したのちも、孟子は本國の鄒から他所に出かけることがあった。告子下 05
孟子居鄒、季任爲任處守、以幣交、受之而不報。處於平陸、儲子爲相、以幣交、
受之而不報。他日由鄒之任、見季子。由平陸之齊、不見儲子。屋廬子喜曰、「連得
聞矣。」問曰、「夫子之任見季子、之齊不見儲子、爲其爲相與。」曰、「非也。書曰、
「享多儀、儀不及物曰不享、惟不役志于享。」爲其不成享也。」屋廬子悅。或問之。
屋廬子曰、「季子不得之鄒、儲子得之平陸。」

には鄒から任に出かけたこと、平陸から齊に赴いたことが見える。續く告子下 06

淳于髡曰、「先名實者、爲人也。後名實者、自爲也。夫子在三卿之中、名實未加於
上下而去之、仁者固如此乎。」孟子曰、「居下位、不以賢事不肖者、伯夷也。五就湯、
五就桀者、伊尹也。不惡汙君、不辭小官者、柳下惠也。三子者不同道、其趨一也。
一者何也。曰、仁也。君子亦仁而已矣、何必同。」曰、「魯繆公之時、公儀子爲政、
子柳・子思爲臣、魯之削也滋甚。若是乎賢者之無益於國也。」曰、「虞不用百里奚
而亡、秦穆公用之而霸。不用賢則亡、削何可得與。」曰、「昔者王豹處於淇、而河
西善謳。緜駒處於高唐、而齊右善歌。華周・杞梁之妻善哭其夫、而變國俗。有諸
內必形諸外。爲其事而無其功者、髡未嘗睹之也。是故無賢者也、有則髡必識之。」曰、
「孔子爲魯司寇、不用、從而祭、燔肉不至、不稅冕而行。不知者以爲爲肉也。其知
者以爲爲無禮也。乃孔子則欲以微罪行、不欲爲苟去。君子之所爲、眾人固不識也。」

における淳于髡との對話は、齊に出かけた折りのこととなろう。上述の如く、離婁上
17 には、孟子が齊宣王に會見する前に、淳于髡が孟子に仕官を勸奨したことが見える。
告子下 06 では、淳于髡が孟子の致仕を難じている。いずれも孟子との論争ばかりを記
すが、齊への仕官の前後に淳于髡が登場することは、決して偶然ではない。淳于髡に
伝えられる逸話からいって、かれが孟子の評判を宣王に伝えていたことは容易に推測
される。孟子の意向に関わらず、淳于髡は「主」の役割を果たしていたものと考えらる。

告子下 07

何以不受祿。既不受祿、又何以自瞻乎。蓋古者卿大夫之祿皆以邑、若他國之大夫居是邦者則致
饋遺餼牽、春秋傳所謂「秦鍼與楚比齒」者是也。士之游是邦者則饋以粟帛、孟子所謂「君饋之
則受之」者是也。

孟子曰、「五霸者、三王之罪人也。今之諸侯、五霸之罪人也。今之大夫、今之諸侯之罪人也。天子適諸侯曰巡狩、諸侯朝於天子曰述職。春省耕而補不足、秋省斂而助不給。入其疆、土地辟、田野治、養老尊賢、俊傑在位、則有慶、慶以地。入其疆、土地荒蕪、遺老失賢、掎克在位、則有讓。一不朝、則貶其爵。再不朝、則削其地。三不朝、則六師移之。是故天子討而不伐、諸侯伐而不討。五霸者、摟諸侯以伐諸侯者也、故曰、五霸者、三王之罪人也。五霸、桓公爲盛。葵丘之會諸侯、束牲、載書而不敵血。初命曰、「誅不孝、無易樹子、無以妾爲妻。」再命曰、「尊賢育才、以彰有德。」三命曰、「敬老慈幼、無忘賓旅。」四命曰、「士無世官、官事無攝、取士必得、無專殺大夫。」五命曰、「無曲防、無遏糴、無有封而不告。」曰、「凡我同盟之人、既盟之後、言歸于好。」今之諸侯、皆犯此五禁、故曰、今之諸侯、五霸之罪人也。長君之惡其罪小、逢君之惡其罪大。今之大夫、皆逢君之惡、故曰、今之大夫、今之諸侯之罪人也。」

は、齊桓公の葵丘の會の五命からなる載書を掲げる。「今之諸侯、皆犯此五禁、故曰、今之諸侯、五霸之罪人也。長君之惡其罪小、逢君之惡其罪大。今之大夫、皆逢君之惡、故曰、今之大夫、今之諸侯之罪人也」の一節から、「五命」が實は同時代的課題であったことがわかる。再命は「尊賢」を命じ、上文にも「養老尊賢、俊傑在位」とあり、公孫丑上 05「尊賢使能、俊傑在位」に重なる。四命「士無世官、官事無攝、取士必得、無專殺大夫」は官僚制に直接關わる。趙注

仕爲大臣、不得世官、賢臣乃得世祿也。官事無攝、無曠庶僚也。取士必得賢也、立賢無方也。無專殺大夫、不得以私怒行戮也。

にも言及するように、孟子は「祿」の世襲には肯定的だが（梁惠王下 05）、「官」は「職」をとめない、「能者在職」（公孫丑上 04）と、「職」は「能」であることを要し、「有官守者、不得其職則去」（公孫丑下 05）と、「職」を全うできないものは「官」を去らねばならない。「能」が世襲される保証はないので、「世官」は否定されるのである、「官事無攝」は、『論語』八佾

子曰、「管仲之器小哉。」或曰、「管仲儉乎。」曰、「管氏有三歸、官事不攝、焉得儉。」然則管仲知禮乎。」曰、「邦君樹塞門、管氏亦樹塞門。邦君爲兩君之好、有反坫、管氏亦有反坫。管氏而知禮、孰不知禮。」

を踏まえ、包咸注に「攝、猶兼也。禮、國君事大、官各有人。大夫兼并。今管仲家臣備職、非爲儉」とある。特定の人物が「官」を兼任することで、その「官」が有名無実化することを嫌ったものである。「取士必得」も「尊賢使能、俊傑在位」に重なる。「無專殺大夫」は國君の恣意的な處刑を禁ずるものであり、梁惠王下 07 の左右－諸大夫－國人の意向に従うことがこれに当たる。

魯欲使慎子爲將軍。孟子曰、「不教民而用之、謂之殃民。殃民者、不容於堯舜之世。一戰勝齊、遂有南陽、然且不可。」…曰、「…君子之事君也、務引其君以當道、志於仁而已。」（告子下 08）

今之事君者曰、「我能爲君辟土地、充府庫。」今之所謂良臣、古之所謂民賊也。君不鄉道、不志於仁、而求富之、是富桀也。…」（告子下 09）

は上掲離婁上 14 と同じく、軍事・財政といった専門技能ではなく、國君に仁政を勧めることこそを「君子」の職務とするものである。續く告子下 10・11 は財政家としても著名な白圭との對話において、かれを批判する。

告子下 13

魯欲使樂正子爲政。孟子曰、「吾聞之、喜而不寐。」公孫丑曰、「樂正子強乎。」曰、「否。」「有知慮乎。」曰、「否。」「多聞識乎。」曰、「否。」「然則奚爲喜而不寐。」曰、「其爲人也好善。」「好善足乎。」曰、「好善優於天下、而況魯國乎。夫苟好善、則四海之內、皆將輕千里而來告之以善。夫苟不好善、則人將曰、「訑訑、予既已知之矣。」訑訑之聲音顔色、距人於千里之外。士止於千里之外、則讒諂面諛之人至矣。與讒諂面諛之人居、國欲治、可得乎。」

は、弟子・樂正子が魯の爲政となったことを手放して喜ぶ。「好善」であることを最上とする。「好善」は、盡心上 08 「古之賢王好善而忘勢、古之賢士何獨不然」と「古」の「賢王」「賢士」の屬性なのである。

盡心下 25

浩生不害問曰、「樂正子、何人也。」孟子曰、「善人也、信人也。」「何謂善。何謂信。」曰、「可欲之謂善、有諸己之謂信。充實之謂美、充實而有光輝之謂大、大而化之之謂聖、聖而不可知之之謂神。樂正子、二之中、四之下也。」

では、樂正子の「善」にさらに「信」が追加されている。樂正子は直前に批判された

軍事・財政の専門家に對峙する賢者として描かれているのである。

告子下 14

陳子曰、「古之君子何如則仕。」孟子曰、「所就三、所去三。迎之致敬以有禮、言將行其言也、則就之。禮貌未衰、言弗行也、則去之。其次、雖未行其言也、迎之致敬以有禮、則就之。禮貌衰、則去之。其下、朝不食、夕不食、飢餓不能出門戶。君聞之曰、「吾大者不能行其道、又不能從其言也、使飢餓於我土地、吾恥之。」周之、亦可受也、免死而已矣。」

の「所就三」は、萬章下 04「孔子有見行可之仕、有際可之仕、有公養之仕也」（趙注「行可、冀可行道也。魯卿季桓子秉國之政、孔子仕之、冀可得因之行道也。際、接也。衛靈公接遇孔子以禮、故見之也。衛孝公以國君養賢者之禮養孔子、孔子故留宿以答之也。）に對應する。「所去三」が明示的に附加されているのは、齊を致仕した經驗を踏まえたものといえよう。

五^{*72}

孟子は「尊賢使能、俊傑在位、則天下之士皆悅而願立於其朝矣」（公孫丑上 05）と、「天下之士」に開放された統治機構を主張したが、人材登用の開放性は、實のところ戰國中期にはすでに一定程度達成されていた。鄒に生まれ、諸國を歴遊し、齊の卿にまで任ぜられた孟子自身の履歴がそのことを示す。致仕も普通に行われ、「禮爲舊君有服」（離婁下 03）に相當する言説は「禮記」檀弓下「舊君反服之禮」にすでに見え、戰國前期には致仕に關わる手續がすでに「禮」として規範化されていたことがわかる^{*73}。孔門の子路が魯の季氏の宰から衛の孔氏の臣に轉じえたように^{*74}、その濫觴は國君・有力世族宗主が專權を志向し既存の身分制の枠外に家臣團を擴充した春秋後期にまで遡る。人材登用の開放性は「士」の水平的流動性を意味するが、同様の流動性は、垂直方向にも認められ、それは、孟子について「前以士、後以大失」（梁惠王下 16）とあるように、

*72 以下本章の記述は吉本 1997b を修訂したものである。

*73 檀弓の成書年代については、吉本 1992 を参照。

*74 吉本 2021a を参照。

身分の上昇として現象する。

「天下之士」は、國君の「尊賢」によって登用されが、とりわけ他國出身の「遊士」の地位は、不安定を餘儀なくされた。楚肅王（378-368BC^{*75}）に仕えた吳起、秦孝公（361-338BC）に仕えた商鞅はいずれも衛人だが、主君が卒するとたちまち誅殺されたように、「遊士」は國君の信任に専ら依存した。「尊賢」の成語自體は、すでに『論語』子張に「君子尊賢而容衆、嘉善而矜不能」と見えるが、それが頻見するのは、「尊賢使能」の如く「×賢×能」の慣用句としてである。留意すべきは、この慣用句が冒頭に掲げた公孫丑上 05「尊賢使能」に初見し、中山王響方壺（12455）銘^{*76}「舉賢使能」「進賢措能」や『墨子』^{*77}尚賢上「尚賢事能」・尚賢中「尚賢使能」などに用いられ、そして『韓非子』にはもはや見えぬように、戰國後期後半にはもはや廢れつつあった、すなわち戰國中期から後期前半にかけての特有の歴史性を帯びることである。孟子の「尊賢」とは國君のいかなる行爲なのか。「尊賢」は單に心情のみをいうのではない。類似の語彙に「悅賢」があり、「悅賢不能舉、又不能養也、可謂悅賢乎」（萬章下 06）の如く、登用や保護に具體化されるべきものであった。この主張は、告子下 14 において、より具體的に展開する。ここでは、「迎之致敬以有禮、言將行其言也、則就之、禮貌未衰、言弗行也、則去之」を最上、「雖未行其言也、迎之致敬以有禮、則就之、禮貌衰、則去之」を「其次」、國君が「吾大者不能行其道、又不能從其言也、使飢餓於我土地、吾恥之」という動機で君子の貧窮を救済する場合を「其下」とする。現實には「言弗行」の場合がより一般的であったに相違なく、「其次」「其下」は「禮貌」の有無で區別されるに過ぎない。

ここで「尊賢」「悅賢」が「禮貌」といういわば可視的な規範に具象化されていることに注目したい。萬章下 06「不能養」は、

繆公之於子思也、亟問、亟餽鼎肉。子思不悅。於卒也、標使者出諸大門之外、北面稽首再拜而不受。曰、「今而後知君之犬馬畜伋。」蓋自是臺無餽也。

の「亟問、亟餽鼎肉」といった場当たりの給付を非難するものである。「餽」に對し

*75 楚王の在位年代については、吉本 2013 を参照。

*76 吉本 1993 を参照。

*77 『墨子』諸篇の成書年代については吉本 2002 を参照。

ては再拜稽首して受けることを要し、國君の patronage の再確認を強いられるのである。賢者にとって不愉快な、こうした機會は、「以君命將之、再拜稽首而受、其後廩人繼粟、庖人繼肉、不以君命將之」といった制度化された手續によって最小化する。この手續を支えるのは、國君－廩人・庖人の職掌と命令系統であり、そうしたあらかじめ設定された制度が、國君を記号化しながら「悅賢」を可視化する。さらに「尊賢」は、左右－諸大夫－國人の支持を経てはじめて發動される（梁惠王下 07）。ここに國君の恣意を介在させる餘地はほとんど残されていない。恣意が不可避の生身の國君とアイデアとしての王權とを峻別する思想は、『左傳』が春秋期の狀況として記述し^{*78}、同様に非人格的・客觀的な規範を媒介とする君臣關係も、すでに『論語』先進「所謂大臣者、以道事君、不可則止」が主張している。國君の恣意を排除する『孟子』の主張それ自體は何ら目新しいものではないが、ここであらためて強調したいのが、萬章下 06 の制度化された君臣關係であり、同様の制度化は、

抱關擊柝者、皆有常職以食於上。無常職而賜於上者、以爲不恭也。（萬章下 06）

孔子當仕有官職、而以其官召之也。（萬章下 07）

の「常職」「官職」のあらかじめ定められた職掌を媒介とすることで人格性を排除した君臣關係にも見出されるのである。

孟子の頃の現状はこうした主張にはなお遠い。梁惠王下 07 の左右－諸大夫－國人は、當時の諸侯國支配層を國君との距離に従って序列したものである。「左右」は春秋金文に大夫層一般を指す事例があるが^{*79}、ここでは「諸大夫」と區別された卿身分を指すものとなる。卿は「貴戚之卿」「異姓之卿」（萬章下 09）に分かれる。「貴戚」の具體的内容は、「異姓」を排除するので、先ずは同姓すなわち宗室が想定されるが、「同姓」でない「貴戚」なる表現は、外戚をも包括するからだろう。秦昭襄王（306-251BC）初年には、母後の二弟穰侯・華陽君と王の母弟高陵君・涇陽君が政權を獨占したが、これらが典型的な「貴戚」集團となる。「尊賢」の結果、孟子の如く遊士たる賢者が到達しうる最高の身分が、この「異姓之卿」である。「貴戚之卿」が非道の國君を廢位する

*78 『左傳』哀十四（481BC）「需、事之賊也、誰非陳宗、所不殺子者、有如陳宗」は、齊簡公弑殺をためらう宗主・陳恆に對する陳逆の發言である。陳（田）氏成員が宗主の人格を超越する宗主權という認識をすでに有したことを示す。

*79 吉本 1995 を參照。

ことを當爲とする、アイデアとしての王權に直屬するものであったのに對し、「異姓之卿」は諫言が聽かれぬ場合は致仕を餘儀なくされる、生身の國君の信任という優れて人格的な關係に依存する存在に過ぎなかった。梁惠王下 07「王無親臣矣、昔者所進、今日不知其亡也」に示唆されるように、致仕はすぐれて日常的であり、とりわけ新君即位を契機に舊君のスタッフが罷免されることがより一般的であった。孟子自身も、魏惠王卒後即位した襄王に失望して魏を去っている。それ以前に、遊士は有力者の介在なしには國君に接近しえず^{*80}、孔子の「主」に關する萬章上 08 の故事は、「吾聞觀近臣以其所爲主、觀遠臣以其所主」と結ばれるように、實は孟子の頃の一般的な狀況を反映していた。遊士は登用の時點ですでに人格的要素に依存せざるを得なかったのである。上述の「士」の流動性とは人格的要素に依存する君臣關係の不安定さと表裏をなすものだった。

この不安定さは、孟莊子が父孟獻子（554BC 卒）の臣を留任させたことを『論語』子張が「孝」と特筆するように、つとに春秋後期には問題視されていたが、その解決には、「道」など客觀的規範に基づく人格性を排除した君臣關係が主張されるばかりであった。「道」の客觀性がそれを奉ずる者においてのみ有効である以上、これは抽象的な議論でしかありえない。そうした文脈において、「禮」として可視的に制度化された君臣關係を理論化した孟子の主張はすぐれて劃期的なものであったといえる。統治機構の編成や運用あるいは成員任免における國君の恣意が全く排除されれば、それは理念型的な「官僚制」の完成となる。現實の統治機構では、國君の恣意行使は一貫して存在したが、たとえば『史記』が佞幸列傳を立てることに明らかなように、前漢武帝の頃には、國君との人格的關係に専ら依存する官僚はもはや「佞幸」として特殊化されている。孟子の頃を起點として、統治機構の非人格化の進展を想定することが可能となろう。

*80 『史記』商君列傳「鞅少好刑名之學、事魏相公叔座爲中庶子。公叔座知其賢、未及進。會座病、魏惠王親往問病、曰、「公叔病有如不可諱、將柰社稷何。」公叔曰、「座之中庶子公孫鞅、年雖少、有奇才、願王舉國而聽之。」王嘿然。…迺遂西入秦、因孝公寵臣景監以求見孝公」・孫子吳起列傳「龐涓既事魏、得爲惠王將軍、而自以爲能不及孫臏、乃陰使召孫臏。…齊將田忌善而客待之。…於是忌進孫子於威王。威王問兵法、遂以爲師」・樗里子甘茂列傳「甘茂者、下蔡人也。事下蔡史舉先生、學百家之術。因張儀、樗里子而求見秦惠王。王見而說之、使將、而佐魏章略定漢中地」

官僚制の進行は、統治機構における経験則の制度的蓄積を促す。即戦力として重用されていた遊士はもはや無用のものとなる。果たして、孟子の同時代にすでに離婁下03「有故而去、則君搏執之、又極之於其所往、去之日遂收其田里」の如く、遊士の流動が制限されているが、戦国後期にはそれが一般化するようになる。すなわち、秦では穰侯が「諸侯客子」の入國を妨害し（271BC頃、『史記』范雎蔡澤列傳）、遊士在留の縣による管理や、秦人出國の禁止などが「游士律」として法制化され（睡虎地秦簡『秦律十八種』*81）、ついには「逐客」（237BC、『史記』秦始皇本紀）が主張される。遊士排斥が秦のみの特殊事情でないことは、『韓非子』五蠹の「游説之士」非難にも窺える。

「君有過則諫、反覆之而不聽、則去」（萬章下09）なる遊士の自律性は、その流動性に支えられたものであった。孟子が主張した遊士の身分的安定は、孟子の本來的な意圖の如何に関わらず、遊士の流動性の喪失を方向付け、その官僚としての性質を進展させることとなった。孟子の仕官に関する議論は、官僚制の展開過程における前4世紀末の劃期性を象徴するものであったといえよう。

引用文献

- 宇野精一 1973 『孟子全譯注』、(講談社、2019)。
 加賀榮治 1980 『孟子』、清水書院。
 貝塚茂樹 1985 『孟子』、講談社。
 金谷治 1951 「『孟子』の研究」、『東北大學文學部研究年報』1、(金谷 1997)。
 —1954 「孟軻の退隱」、『東方學』8。(金谷 1997)。
 —1958 「孟子雜考」、『石濱純太郎先生還曆記念論文集』、關西大學東西學術研究所、(金谷 1997)。
 —1966a 『孟子』、朝日新聞社。
 —1966b 『孟子』、岩波書店。
 —1997 『金谷治中國思想論集 中卷 儒家思想と道家思想』、平河出版社。
 小林勝人 1968 『孟子』(上)、岩波書店。
 —1972 『孟子』(下)、岩波書店。
 武内義雄 1935 「六國年表訂誤」、『諸子概説』、弘文堂書房。
 吉本道雅 1986 「春秋國人考」、『史林』69-5、(吉本 2005d 第二部中篇第二章)。
 —1989 「國語小考」、『東洋史研究』48-3。

*81 同じく『秦律十八種』の除吏律に「任廢官者爲吏、貲二甲」とあり、「史記」范雎蔡澤列傳には鄭安平投降（257BC頃）に關聯して「秦之法、任人而所任不善者、各以其罪罪之」と見える。上述の「主」の遊士推薦も「任」に当たり、これらの法制化も遊士流動を制限する結果をもたらしたものと思われる。

- 1992 「檀弓考」、『古代文化』44-5。
- 1993 「中山王方壺銘と戰國文獻」、『中國出土文字資料の基礎的研究』、科研費報告書。
- 1995 「秦史研究序説」、『史林』78-3、(吉本 2005d 第二部下篇第三章)。
- 1996 「史記原始－戰國期－」、『立命館文學』547。
- 1997a 「後漢書西羌傳の先秦史認識」、『東方學會創立五十周年記念東方學論集』。
- 1997b 「孟子小考－戰國中期の國家と社會－」、『立命館文學』551。
- 1998 「史記戰國紀年考」、『立命館文學』556。
- 2002 「墨子小考」、『立命館文學』577。
- 2003 「春秋國人再考」、『立命館文學』578、(吉本 2005d 第二部中篇第一章)。
- 2005a 「窮達以時考」、『中國古代史論叢 續集』。
- 2005b 「中國戰國時代の天下觀念」、『東アジアにおける國際秩序と交流の歴史的研究 ニューズレター』3。
- 2005c 「孟子章次考」、『金啓孫先生逝世周年紀念文集』、東亞歴史文化研究會。
- 2005d 『中國先秦史の研究』、京都大學學術出版會。
- 2006a 「夏殷史と諸夏」、『中國古代史論叢 三集』。
- 2006b 「春秋紀年表」、『東亞文史論叢』2006。
- 2007 「中國古代における華夷思想の成立」、『中國東アジア外交交流史の研究』、京都大學學出出版會。
- 2013 「清華簡繫年考」、『京都大學文學部研究紀要』52。
- 2016 「『左傳』の豫言」、『京都大學文學部研究紀要』55。
- 2017 「睡虎地秦簡年代考－日本における中國古代史研究の現状に寄せて－」、『中國古代史論叢 九集』。
- 2019 「『春秋時代』の出現」、『出土文獻に基づく春秋史認識の再検討』、科研費報告書。
- 2020 「『史記』の秦史認識」、『秦帝國の誕生：古代史研究のクロスロード』、六一書房。
- 2021a 「孔子世家疏證」『京都大學文學部研究紀要』60。
- 2021b 「『中華帝國』以前」、『岩波講座世界歴史』5、岩波書店。
- 渡邊卓 1971 『孟子』、明德出版社。
- 1973 『古代中國思想の研究』、創文社。
- 方詩銘・王修齡 1981 『古本竹書紀年輯證』、上海古籍出版社。
- 錢穆 1956 『先秦諸子繫年』、香港大學出版社。
- 王其俊主編 2012 『中國孟學史』、山東教育出版社。
- 吳鎮烽編 2012 『商周青銅器銘文暨圖像集成』、上海古籍出版社。
- 楊寬 1997 『戰國史』、臺灣商務印書館、(上海人民出版社、2003)。